平成25年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成25年12月2日(月曜日)

議事日程 第1号

平成25年12月2日(月曜日)午前9時開議

日程第	1	会議録署名議員	りの指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	議長諸報告	
日程第	4	閉会中の継続調	胃査に関する委員長報告について
日程第	5	請願・陳情文書	· 表
日程第	6	発議第 9号	議員派遣の件について
日程第	7	議案第53号	平成25年度行政事務用パソコン購入契約の締結について
		議案第54号	平成25年度谷川岳一ノ倉沢交通規制事業電気バス購入契約の締結に
			ついて
日程第	8	議案第55号	みなかみ町税外諸収入に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一
			部を改正する条例について
日程第	9	議案第56号	みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について
		議案第57号	みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第1	0	議案第58号	みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を
			改正する条例について
日程第1	1	議案第59号	みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例について
		議案第60号	みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
			条例の一部を改正する条例
日程第1	2	議案第61号	指定管理者の指定について (みなかみ町武尊青少年旅行村)
		議案第62号	指定管理者の指定について (みなかみ町たくみの家「木工の家」)
		議案第63号	指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」)
		議案第64号	指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「わら細工の家」)
		議案第65号	指定管理者の指定について (みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)
		議案第66号	指定管理者の指定について (みなかみ町たくみの家「和紙の家」)
		議案第67号	指定管理者の指定について (みなかみ町寺間運動公園)
日程第1	3	議案第68号	平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について
		議案第69号	平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に
			ついて
		議案第70号	平成25年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい

て

議案第71号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第72号 平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第14 一般質問

- ◇ 島崎栄一 君 ・・・ 1. 公共事業の発注に関して
- ◇ 林 一彦 君 ・・・ 1. 2020年東京オリンピックに向けた観光立町「みなかみ 町」の対応について
 - 2. みなかみ町高齢者対策について
- ◇ 原澤良輝 君 ・・・ 1. 商店街リフォーム事業の創設について
 - 2. 宝台樹スキー場・キャンプ場の事業仕分けについて
 - 3. ふるさと納税の活用について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 小 林 洋 君 林 3番 誠 行 君

5番 阿部 賢 一 君

7番 山田庄一君

9番 林 喜美雄 君

栄 一君 11番 島崎

13番 久 保 秀 雄 君

15番 中村 正君

17番 鈴 木 勲 君 2番 内 海敏久君

中 4番 島 信義 君

6番 林 彦 君

8番 河 合 生 博 君

原 良 輝 君 10番 澤

12番 髙 橋 市郎 君

14番 小 野 章 一 君

16番 河 合 幸 雄 君

18番 森 下 直君

欠席議員 なし

会議録署名議員

1番 小 林 洋 君 12番 髙 橋 市 郎 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 髙 橋 正 次

書

記 本 間

泉

説明のため出席した者

水上支所長

町 長 岸 良昌君 教 育 長 牧 野 堯 彦 君 総合政策課長 増 田 伸 之 君 会 計 課 長 永 井 泰一君 子育て健康課長 上 田 宜 実 君 上下水道課長 清 一 君 杉木 観光課長 真 庭 敏 君 地域整備課長 石 田 洋 一 君

内 田

総務課長 篠 税務課長 町民福祉課長 環境課長代理 農政課長 まちづくり交流課長

副 町 長

教育課長

直 中 島 之 君 青 柳 健 市君 橋 英 俊 君 高 原 澤 志 利 君 育 宮 崎 雄 君 尚 田宏 君

鬼頭春二君

田

朗君

新治支所長 中村文男君

保 君

開 会

午前 9時01分 開会

議 長(森下 直君) おはようございます。

本日、議員各位におきましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いた だきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 (「議長、暫時休憩願います」の声あり)

議 長(森下 直君) 休憩します。

(9時02分 休憩)

(休憩中に事実確認がなされた。)

(9時03分 再開)

議 長(森下 直君) 再開いたします。

18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。ただし、島崎議員は9時を過ぎて議場に入りましたので、島崎議員につきましては厳重に注意をし、後ほどまた経過につきましてはお話をお聞きしたいと思いますので、皆様のご理解のほどお願いいたします。

これより平成25年第6回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長(森下 直君) 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可い たします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 平成25年12月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 議員各位には、本日議会の招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚 くお礼を申し上げます。

> 紅葉の季節も過ぎ、もはや初冬の趣となっておりますが、町内の観光りんご園には多く のお客様が訪れにぎわっております。

> 私もみなかみ町の町政執行の責任者としての2期目の職務を開始してからはや1カ月が 経過いたしました。

> 11月はさまざまな団体の全国大会が開催される時期でもあり、全国町村会へ出席したほか、各協会の役員として中山間地域振興協議会、ダム発電関係市町村全国協議会、全国 観光所在地市町村協議会などに参加し、同時に関係省庁への要請を行いました。

> 11月28日には道路関係4団体主催の安全・安心道づくりを求める全国大会が開催されましたが、大会出席後に道路整備促進期成同盟会全国協議会の監事として太田国土交通

大臣に直接要請する機会を得ることができ、地方においては道路の建設や補強・更新また は維持管理等が引き続き重要課題である旨の要望もさせていただきました。

変わったところでは環境省の要請により、第1回アジア国立公園国際会議において谷川 岳エコツーリズムの取り組みについて英語で発表させていただきました。また、日本大学 で開催された第15回農村サミットでは、日大演習林が所在する大学関係自治体として、 みなかみ町の概要を発表するとともに、大学と地域の連携についてのシンポジウムにも参 加いたしました。

さて、11月12日には臨時議会をお願いし、今後の基本的方向について思うところを申し述べさせていただきましたので、改めて所信を繰り返すことはいたしません。みなかみ町新設後10年が経つという一つの区切りに向けて、具体的施策を一つ一つ積み上げ、「笑顔あふれるみなかみ町」「発展するみなかみ町」の将来に向けた基礎的条件を実現するため、議員の皆様と協力してつくり上げていく所存ですので、ご指導とご協力をお願いする次第でございます。

さて、本議会でも6名の議員から一般質問の通告をいただいております。以前にも申し述べましたが、私は一般質問とは執行機関の執行状況についてただし、議会が討議・討論のもと政策立案の方向性を見出すためになすものというふうに理解しております。

議会だよりには、一般質問とはとして、「議員が町の行政全般にわたって執行機関の疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果として現行政策を変更、更正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。」と書かれております。議会だより編集委員会を批判するわけではございませんけれども、機関委任事務が幅広く採用されていた地方分権一括法が成立する以前の20世紀の定義に近いように受け取っております。

具体的には、「所信の表明を求める」という言葉よりも、「執行状況の把握のため説明 を求める」というのが適当かなと感じております。

また、執行機関はまさに執行、すなわち行政執行機関であって、首長は常に執行の責任者であり、執行の全責任を負っていることは明らかです。しかし、一般質問の結果として求められているのは、首長にさせるではなくて、議会の総意として現行の政策を変更、あるいは新規の政策を策定するという重さのほうが多いのではないかというふうにも感じるところでございます。

したがいまして、一般質問とは施策の展開について議会の総意をつくり上げるため現状の執行を確認するということになるのではないかというふうに思っておるところです。

このような理解のもとで質問に対する答弁をさせていただきたく思っておりますが、いずれにしても議論と審議の中で次の町政の展開の方向づけがなされることには何ら違いはありません。本会議という貴重な機会を活用したご審議、ご議論をご期待申し上げるところであります。

さて、ことしの気候を改めて振り返ってみますと、春には少雨のため町内の多くの場所で田植え時期に渇水が生じ、多大な営農努力がなされるとともに、植栽のおくれ等が生じました。また、夏の高温や数度にわたる台風の影響もありました。そのような中ではあり

ますが、ことしの米の作柄について、皆さんも既にご存じのとおり大変うれしい成果があらわれております。

去る11月23、24日に行われた第15回米食味分析鑑定コンクール全国大会において出店された3,953点のうち、わずか17点だけが選ばれた国際部門最高賞の金賞に水月夜生産組合の本多正典氏が選ばれました。また、続いて28日に静岡県で開催された第10回お米日本一コンテスト・in・しずおかでは、全国の452点の中のわずか6点の最高金賞に水月夜生産組合の4点、本多義光氏、そしてこの議場においでになります林喜美雄氏の生産した米が選ばれ、さらに林正輝氏にあっては最高金賞に輝くという大きな成果を上げられました。ここで受賞者並びに水月夜生産組合の皆様に改めてお祝い申し上げるとともに、みなかみ町商工会のブランド育成事業を通じ、町としてもブランド米確立に向けて支援してきた成果が大きく花開いたものとうれしく思うところであります。

これを機会に高付加価値米としての水月夜の品質の維持向上、さらには生産の拡大に向けての関係者のご努力をご期待申し上げるとともに、町としても必要な支援に引き続き取り組んでまいります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、契約締結2件、条例関係6件、指定管理者の 指定7件、補正予算5件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきます ので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨 拶とさせていただきます。

議

開

議 長(森下 直君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。 議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(森下 直君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

1番 小林 洋君

12番 髙 橋 市 郎 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(森下 直君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月2日より10日までの9日間としたいと考えております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日2日より10日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長(森下 直君) 日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会後の主な事業についてご報告申し上げます。

10月1日、利根地方総合開発協会による請願・陳情・要望事項について、利根沼田 市町村長と議会議長により群馬県へ要望を提出してまいりました。

要望事項は、1、群馬県千客万来支援事業の拡充、これはみなかみ町提出です。2のこれもみなかみ町の提出でございます。3の国道120号金精峠年間開通、4番として湘南新宿ラインの路線延長、5番として、防風ネットの単独設置への補助拡充、6番として小児科医師の確保についての6項目でありました。

この結果、5番の防風雨ネットの単独設置への補助拡充については採択、1番の群馬 県千客万来支援事業の拡充と3番の国道120号金精峠年間開通及び6番の小児科医師の 確保については趣旨採択となりましたので、ご報告いたします。

次に、10月24日には、吉岡町文化センターにおいて県議長会主催の町村議会議員研修会が行われ、東京大学教授金井利之氏による「町村議会に期待する」や、岩手県大槌町総務部長、平野公三氏による「あの東日本大震災から2年6カ月、その経験と教訓を語り継ぐ」の講演が行われました。また、そのほかに、町村議会議長会全国大会及び第38回豪雪地帯町村議会議長会全国大会や、9月8日に新三国トンネル起工式、国道120号椎坂バイパス開通式典等、郡内町内の多数の行事に参加してまいりました。

次に、議員派遣について申し上げます。

9月18日、19日の2日間産業観光常任委員会による新潟県村上市瀬波南国フルーツ園、山形県鶴岡市の鼠ヶ関町有地現地視察、10月10日、厚生常任委員会による山形県小国町火葬場視察及び11月19、20日、岐阜県岐阜市コンティグ・アイ、高山市社会福祉協議会視察、11月26日、高原千葉村調査検討特別委員会現地視察を行いました。

これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議 長(森下 直君) 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告、委員会の研修視察につ

いてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中島信義君。

(厚生常任委員長 中島信義君登壇)

厚生常任委員長(中島信義君) これより、閉会中に行われました厚生常任委員会の視察研修に ついてご報告申し上げます。

> 事前の研修でありますので、細かいところまで踏み込まない程度の報告とさせていた だきます。

> 平成25年9月定例議会でご報告申し上げましたみなかみ火葬場の件で、火葬炉1号につきまして同規模程度、それと、最近建設整備をされましたそういった施設が県内に、あるいは隣の県あたりにないかどうかを調査を重ねてまいりましたが、該当する施設が見つからず、少し遠かったんですが、日帰りで山形県小国町の斎場を議員6名、職員2名で視察研修いたしました。

小国町の安部副議長さんより歓迎のご挨拶をいただいた後、町の担当職員の方より建設までの経緯と設備の概要について説明を受けました。

旧施設は老朽化、手狭、そして修繕費などが毎年数十万円から100万円単位でかかるとのことから、住民の生活環境の向上を図るため、斎場、火葬場の整備に向けた取り組みが始まったと聞きました。

旧火葬場はみなかみ火葬場と多くが似ています。新斎場、火葬場ですが、この斎場の施設は総面積が1万平方メートル、これは今みなかみの火葬場の面積の約30倍です。建物については470平方メートル、これはみなかみの火葬場の約4.7倍ということであります。総工費は2億500万円。こういった設備が即みなかみの火葬場存続への取り組みとどう結びつくかは少々わかりませんけれども、大変参考になったと思います。

そして、質疑応答の時間を設けていただき、委員より10問程度の質問があり、小国町の人口は8,000人強、だが火葬炉は1基で間に合うのかの質問に、多い年で150体、平均で1日に2体なので支障は出ないというご答弁です。

また、その新火葬場に一番遠い民家はどれぐらいあるのかという質問をさせていただきましたが、25キロメートルが一番遠いところだそうです。

その後広域圏の話、あるいは利用者の利便性などについての質問がありました。これらについて担当職員より丁寧に説明をしていただきました。

その後、新火葬場の施設を視察させていただき、さすがに近代的な建物、火葬炉は先端技術を取り入れていますので、火葬された骨等は全く傷まないそうです。

みなかみ火葬場につながる点もそれらにあったと思いました。

以上、火葬場の視察についてはこの程度にとどめさせていただきます。

次に、11月19日と20日、1泊2日の日程で岐阜県羽島市と高山市の2カ所の設備・施設を議員7名と職員4名で研修視察いたしました。

19日の岐阜県羽島市では、先進技術でバイオエタノールの製造をする地区を開発した民間会社、株式会社コンティグ・アイ、代表の鈴木さんより説明をいただき、昨年10

月にNHKテレビで紹介されてから官や民、そしてメディアからの問い合わせ、視察の申し込みなどが大変多く、大変な反響だったということであります。また、現在もそれが続いているそうです。海外からの視察団も来ているとのことでした。一部実用化に向け動き出しているとのことであります。

このバイオエタノール製造の中で私が注目したのは、オフィスから出る紙等、こういった資料の紙ですね、これが約1トンの紙くずから約450キログラムのバイオエタノールの製造が可能とのことであります。これにはその液剤をまぜてということになりますけれども、そういった環境に配慮したバイオエタノール製品というような機械であります。

ほかにも、ゴルフ場で刈り取った芝、あるいは食品残渣などでも可能であるとのこと であります。

平成20年9月に環境宣言をしたこのみなかみ町でも、少なからず関心を持っていただき、こうした先進技術に取り組むべきではないかと思いました。こういった先進的な技術をもっともっと進めて、一般的に社会が活用できるような機械をつくっていきたいと、そういった説明もありました。

次の日の20日は、岐阜県高山市の社会福祉協議会が行っている豪雪地帯高齢者の生活支援対策施設ファミリーホームのくとい館であります。

こののくとい館という場所はかなり山の中であります。皆さんがご存じのとおりとも 思いますけれども、野麦峠に行く途中であります。このみなかみでもそこに該当するよう な地域がないぐらい山の中というふうに感じました。雪に悩む地域特有の深刻な問題、除 排雪事故や雪処理が大変で、転出する方、また集落の人と人との交流機会が著しく減少し ている等で不安を解消すべく取り組みが始まったとのことです。

しかし、人の心を動かすのは並大抵のことではなかったと聞きました。市町村合併により遊休施設になった教員住宅の活用がこの時点で浮上、この活用にも大きな壁が立ちはだかり、中央省庁との用途変更交渉で何回も東京に行くなどしたが、これもあきらめる寸前ということであったと聞きました。その後成功したということで、成功事例として同じ悩みを共有している自治体からの問い合わせ、視察団が来館、来市しているとのことです。

現在の施設利用状況は、年によって違いますが、13人から15人がこの施設を利用 しているということであります。そういった形で今推移していますということです。

利用者はおおむね喜んであり、来年も来たいという予約をする方が何人かいるそうです。

みなかみ町でも豪雪地を抱えており、同様な状況が起こるかもしれませんので、このような施設を事前に視察、勉強をいたしました。みなかみ町の豪雪地状況や生活、教育環境、そしてライフスタイルとはかなり違いがあるところもありましたので、これらについては今後いろいろな検証が必要だと思いますけれども、我々もこういったことを今後も常に頭の中に置いた中で議会活動、また行政への対応をしていきたいなと、そんなふうに思いました。

岐阜県の2カ所の視察については、以上で終了いたします。

毎日こういった形でいろいろな委員会がお世話になりました。帰って来た次の日、1 1月21日に任意で厚生常任委員会を開催、みなかみ町の下水道条例についてや、国民健 康保険の中間状況、あるいは火葬場についてなどの勉強をさせていただきました。

以上申し上げ、休会中の厚生常任委員会の視察研修並びに勉強会の報告とさせていただきます。

議 長(森下 直君) 以上で、厚生常任委員長中島信義君の委員長報告を終了いたします。 次に、産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、9月18日、19日に行われました新潟県村上市 瀬波温泉に事業所を構える株式会社タイセイによるバイオマス発電を利用した循環型農業 社会システムの視察についてご報告申し上げます。

視察先の株式会社タイセイは、持ち寄りの水田の管理会社として1999年創業され、村上市に営業拠点を移して16年が経過し、主な事業内容は、作付面積約30町歩に水稲栽培を行っており、コシヒカリ、酒米、餅米などを生産するとともに、小売や卸などをやっている会社で、販売はJAを通さずに独自で販路を開拓し、現在ではインターネットを使って全国に米を販売している会社でした。

今回の視察のメーンでありますバイオマス発電を利用した循環型農業システムの取り組みは7年間の構想の後、平成21年に地域資源利活用型温室ハウスを2棟建設し、ここで今回視察のきっかけとなりました南国果樹栽培を開始し、見学棟と呼ばれるハウス内では、「北国で南国フルーツ栽培」をキャッチコピーに、ドラゴンフルーツやスターフルーツ、パッションフルーツなど10種類の南国果樹が試験栽培され、一般開放されており、もう一方のハウスは一般には開放されず営業用として使われ、現在、生産・出荷されている果樹はパッションフルーツでした。

この施設に供給されている熱エネルギーは平成23年に建設が着工され、24年竣工した瀬波バイオマスエネルギープラントから精製されたメタンガスが発電機を回し、発生した電気は東北電力に売電し、その排熱を利用してパイプに通した水を温め、ハウス内の暖房に活用することで施設内の温度が一定に保たれ、最後に発酵し終わった際に出る消化液は有機性の肥料として田んぼに活用し、年間数百万円単位で支払っている化学肥料代のコスト削減を図ることがバイオマス事業への参入のきっかけだったとの説明でした。

この事業で使用されているのは、地域資源と呼んでいる瀬波温泉の旅館から排出される食品残渣や村上市の下水汚泥が供給源となっており、下水汚泥に関しては今まで新潟市に処理を委託していたが、ここで処理することにより300万円くらいの経費節減効果があるということでした。通常このような事業計画は、まず補助金ありきから考えることがほとんどであり、自治体主体や大学との連携、または三セクによる共同事業形態が数多く見受けられる中で、補助金を当てにしない民間独自で建設された施設のため、簡素でシンプルなつくりであるが運営は十分可能であるという点を見てほしいとの話から、民間の持つ工夫や意欲が感じられ、視察後の意見の中には、「こんな会社を誘致したほうがいい」といった意見もありました。

今回の視察は、瀬波温泉とみなかみ町という似たような環境に置かれた地域の中で、 雪国で南国フルーツを生産・販売をするという発想と取り組みを勉強することで、みなか み町の活性化につながるヒントを探ることが目的でしたが、補助金に頼らず、知恵と工夫 と飽くなき事業への意欲が可能性を生み、そこに行政の後押しによって企業の力が伸び、 ひいては地域の雇用と活性化につながることを思うと、改めて民間企業の重要性を認識す る視察となりました。

2日目の鼠ヶ関の町有地については、今後の検討の参考にということで視察しました。 場所的には眺望のよい高台にあり、年間18万円で地元の方に草刈り委託され、当日はきれいに整備されていました。バブルの時代であれば、すぐ下の浜辺には海水浴や水遊びをする場所もあり、町民福祉の場所には最適所であったかもしれませんが、帰りの検討会の意見には建設的な意見がありませんでした。

以上、委員長報告とします。

議 長(森下 直君) 以上で産業観光常任委員長山田庄一君の委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議 長(森下 直君) 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において受理いたしました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情 文書表のとおりであります。

平成25年第6回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番	請	顣	件	名	Î	青	顣	Y	受	理	年	月	日
뮹	請	顣	趣	旨	紹	介	議	員	付	託	委	員	会
	「全国一斉学力テスト」学 校別結果公表反対を求める				前橋市	大渡町	J 1 —	10-7	平成:	254	羊1:	1月2	21日
請願					7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	全群馬教職員組合 代表 石田 清人				総務文教常任委員会			
第	請願				原澤	0.000.0000	· 林	誠行	-				

号 【請願趣旨】

6

保護者や地域の人たちに情報を公開することは大事だが、「全国一斉学力テスト」の学校別結果公表は、学校の序列化や過度な競争をすすめ、子どもや保護者・教職員を巻き込んだ競争教育をいっそう激化させるものです。テスト中心の教育で子どもたちは追いつめられ、点数を取ることだけが目標となります。

全日本教職員組合が昨年実施したアンケート調査では、「学力テスト対策」として過去の問題や同傾向の問題をドリルとして繰り返しやらせるなど事例が各地で見られ、普通の授業をつぶして「学力テスト対策」にあてている例が出ています。 テストの成績だけが全てという現在で問題とされている風潮をますます助長させることになり、子どもたちの成長にとって望ましいことだと思えません。

以上の趣旨に沿って、次の事項について国に対する意見書を採択してください。

【請願事項】

全国学力・学習状況調査の学校別結果の公表を認めないこと

請願 (H25.12)

平成25年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番	陳	情	件	名	陳	情	人		受	理	年	月	日	
뮹	陳	情	趣	旨	住		所		付	託	委	員	会	
					赤谷区長	赤谷区長 阿部均司				平成25年11月18日				
陳					相俣22	276								
情					相俣区長	相俣区長 高野勇次								
第	千葉村在	学続に	関す	る陳情書	相俣65	相俣65				高原千葉村調査検討				
1					猿ヶ京区長	長 阿音	7行雄			特別	別委員	会員		
뮹					猿ヶ京湖	基泉1 6	8							
250					50 (avoide) 40 (avoide) 40 (av	E	か132	名						

【陳情趣旨】

この度は新聞報道並びに町当局の説明により、千葉市が「高原千葉村」から撤退する意向であることを知り、地元赤谷区民をはじめ勤務する地域住民は大きな不安を覚えています。

顧みますと、千葉市民が憩える保養所建設構想の候補地となった赤谷区の住民は、地域の活性化と地元雇用に大きな期待を寄せて、建設用地となる採草牧草地や共有林、更には耕作農地等の個人資産の売却に快く応じ、積極的に協力して昭和48年7月に群馬県内第1号の自治体保養施設として「高原千葉村」が誕生しました。「高原千葉村」は、千葉市民に親しまれ、年間利用者が7万人を超える年もありました。地元にあっては、「千葉村協力会」等を中心に念願叶って雇用が図られ、明るく元気な地域コミュニティーとして着実に発展してきました。

千葉市が「高原千葉村」から撤退する話は、千葉市にいかなる理由があるにせよ、 建設当時からの諸々の経緯を踏まえれば到底承服できるものではありません。

【陳情事項】

- 1. 赤谷区民一同、「高原千葉村」の運営は従来通り、千葉市が継続することを望 んでいます。
- 2. みなかみ町議会議長として赤谷区民の総意を受けて、区民全員の署名捺印と近隣区長の連署を持って、千葉市長に強い要請を願い申し上げます。

陳情 (H25.12)

議 長(森下 直君) 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第6 発議第9号 議員派遣の件について

議 長(森下 直君) 日程第6、発議第9号、議員派遣の件についてを議題といたします。 本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第7 議案第53号 平成25年度行政事務用パソコン購入契約の締結について 議案第54号 平成25年度谷川岳ーノ倉沢交通規制事業電気バス購入契約の締結 について

議 長(森下 直君) 日程第7、議案第53号、平成25年度行政事務用パソコン購入契約の締結について及び議案第54号、平成25年度谷川岳一ノ倉沢交通規制事業電気バス購入契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第53号及び議案第54号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第53号についてですが、行政事務用パソコンについては現在315台が稼働しており、老朽化したものからOSも含めて適宜更新を行ってきているところございます。ウィンドウズXPのサポートが来年4月に終了することとなっており、それ以降のXPの使用は不正アクセスや情報漏えいなどセキュリティー確保が困難になることから、このたびウィンドウズ7を搭載したもの100台を購入するものであります。

平成25年11月28日に指名競争入札を行い、1,312万5,000円で前橋市の株式会社前橋大気堂が落札いたしました。当該者を相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第54号でございますが、この事業は一ノ倉沢道路の通行規制の実施に伴い、交通弱者対策、また自然環境資源保護のため電気バス2台を整備しようとするものであります。

整備する電気バスは、群馬大学工学部や県内企業でつくる次世代EV研究会が電動バスEコミバスとして開発し、平成23年より桐生市や富山県黒部市の宇奈月温泉において実証実験を続けてきたものであります。

また、当町においても平成 2 4年 1 0月にたくみの里で運行実験、平成 2 5年 1 月には土合付近で登坂及び冬季走行実験を行いました。これらの結果により、登坂能力も改善され、「e COM-8」として販売、本年 1 0月には桐生市で導入し本格運行を開始しているものであります。

一ノ倉道路は、道路交通法上普通自動車しか通行することができません。この電気バスは10人乗りで、時速も19キロメートル以下であり、開放感のあるデザインとなっており、通行規制を行っている一ノ倉沢道路での利用に最適と考えられます。導入に当たり、次世代EV研究会のメンバーで、製造者である株式会社シンクトゥギャザーにより、平成25年11月15日に見積もりを徴した結果、2,398万2,000円で当該者と購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第53号、第54号はいずれも購入契約にかかわるものでございます。よろしく ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について質疑はありませんか。

林一彦議員。

- **6 番 (林 一彦君)** 3 1 5 台使っている中で、老朽化した 1 0 0 台を新しくするということですが、これをウィンドウズ 8 でなく 7 にした理由は何なんでしょうか。
- 議 長(森下 直君) 総務課長、答弁。

(総務課長 篠田 朗君登壇)

- **総務課長(篠田 朗君)** ウィンドウズ X P からウィンドウズ 7 、 8 よりも 7 のほうがやや使いや すいという判断をして 7 にしてございます。
- 議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

- **10番(原澤良輝君)** 指名競争入札ということなんですけれども、指名業者名と予定価格をお聞きします。
- 議 長(森下 直君) 総務課長。
- 総務課長(篠田 朗君) 指定業者名を申し上げます。

株式会社ナカムラ、株式会社コーワパートナーズ、株式会社前橋大気堂、株式会社たけのうち電器、株式会社ナブアシスト、株式会社戸部商会。以上であります。

入札価格につきましては、上から申し上げますと、ナカムラが 1,289 万円、コーワパートナーズが 1,285 万円、前橋大気堂が 1,250 万円、たけのうち電器、 1,29 3万円、ナブアシスト、 1,291 万円、株式会社戸部商会 1,270 万円、予定価格については 1,470 万円でございます。

以上です。

- 議 長(森下 直君) 林一彦君。
- 6 番 (林 一彦君) 先ほどの関連なんですけれども、XPの保証期限がきたということで買い かえるということですと、新しい8のほうが7より保証期間のほうが長いので、そちらの

ほうを選択するほうがよかったんではないかという私の持論なんですけれども、いかがで しょうか。

議 長(森下 直君) 総務課長。

総務課長(篠田 朗君) 現在、8は一応検討してきた結果、画面自体がXPから極端に変わっているので使いにくいという部分が多くありました。そんなことで、今、次の段階の7のほうを選定しております。画面自体が多分その上の段階かなというような気がしまして、現在の職員で使いやすいのは7のほうというふうに思っております。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

6番林一彦君。

- 6 番(林 一彦君) 最初のホームページの画面につきましては、8は画面がタッチパネルになっていまして、いろいろ使いづらいみたいなところもありますが、これから将来はみんなそういった形になっていきますし、そのホーム画面につきましてはXPバージョンみたいな形で変えられて、今までどおりというような形にできますので、そういったところも考えていく必要があるのかなとは思いました。別に答弁は要らないです。
- 議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第54号についての質疑に入ります。

議案第54号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、平成25年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、平成25年度行政事務用パソコン購入契約の締結については 原案のとおり可決されました。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、平成25年度谷川岳一ノ倉沢交通規制事業電気バス購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、平成25年度谷川岳一ノ倉沢交通規制事業電気バス購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 みなかみ町税外諸収入に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の 一部を改正する条例について

議 長(森下 直君) 日程第8、議案第55号、みなかみ町税外諸収入に対する督促手数料及び 延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第55号についてご説明申し上げます。

平成25年度の税制改正によって延滞金を引き下げるよう見直しされ、平成26年1月1日から適用されることとなっております。既に税条例については9月に改正済みでありますが、分担金、使用料等の延滞金についても地方税法と不均衡が生じないようにすることが適当とされており、関連条例について同様の措置を講じようとするものであります。主な内容は、現行の14.6%の延滞金率を租税特別措置法で定める財務大臣の告示する特別基準割合に7.3%を加えた額に、また納期限後1カ月以内においては当該特例基準割合に1%を加算した率とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 議案の中に吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金があるんですけれど も、これの負担金というのは現在どのぐらいなんでしょうか伺います。

議 長(森下 直君) 農政課長。

農政課長(原澤志利君) お答えいたします。

負担金の年額ということでよろしいでしょうか。

年額でいきますと1,800万円程度の負担金額でございます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて第55号の質疑を終結いたします。

これより議案第55号についての討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、みなかみ町税外諸収入に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町税外諸収入に対する督促手数料及び延滞金徴収条 例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について 議案第57号 みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につい て

議 長(森下 直君) 日程第9、議案第56号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例に ついて及び議案第57号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例に ついてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長による提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第56号及び議案第57号について一括してご説明申し上げます。 まず、議案第56号についてご説明いたします。

> 現在みなかみ町の下水道使用料は、合併協議における調整方針を踏まえまして、合併 以前の体系として地域間で異なる使用料で運営されてきております。しかし、合併後8年 が経過いたしましたし、下水道料金を統一し地域全体の向上を図る必要があるということ になりました。

> また、下水道事業は特別会計として運営され、汚水処理に係る経費は使用料で賄うことが基本とされておりますが、現在の使用料では汚水処理経費における維持管理費が賄えていない状況であります。その不足分は一般会計からの繰入金で補っている状況であります。下水道事業においても一般会計との経費負担の適正化を図りながら、経営の健全化が急がれる状況であります。

このような状況を踏まえまして、下水道事業運営審議会を設置し、各委員のご意見を 伺い、答申をいただいたところでございます。

審議会の答申を踏まえまして使用料を統一するとともに、平成26年5月1日以降に料金の支払いを受ける権利が確定される使用料から、基本料金10立方メートルまでを1,200円、10立方メートルを超え50立方メートルまで1立方メートルにつき125円、50立方メートルを超え300立方メートルまで1立方メートルにつき130円、300立方メートルを超えるものを1立方メートル当たり140円とする改定を行おうとするものであります。

ただし、旧水上町区域における超過料金については、急激な使用料の引き上げによる 影響を緩和するため、2年間の経過措置を設定することといたしております。

次に、議案第57号についてですが、この議案も下水道使用料の改定を行おうとする もので、集落排水事業として下水処理を行っております藤原下区平出地区の排水処理施設 の使用料について、前議案56号と同様の改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

1 1番 (島崎栄一君) 下水道料金について、今回のこの数字の基本が1,200円、それから10から50、50から300、300以上を超えて125円、130円、140円、ほかに会計を統一された値段だと思います。ただ、他市町村、東京とか前橋市を見ますとどうなっているかといいますと、銭湯というのは大変に水を大量に利用するところです。お風呂のないアパートの人とか、そういう人が利用するんで生活に欠かせないということで銭湯があります。今は大分自宅にお風呂がある人がふえてきて、銭湯に行かない人も出てきたんですけれども、でも今でもたくさん利用者がいて、そこで下水道料金をこの規定どおりにやると、300以上というところで、一番高いというふうになるんだと思います。ほかの地区なんかも、東京とかもそうなんですけれども、ただそのときに、浴場に関しては別料金体系がありまして、1立方80円とか90円でやっています。そこで大量に使っている人に対する配慮というのがあるんですけれども、今回これにはそういう配慮、例えばみなかみで言いますと、旅館業とか民宿とかやはり水を大量に使うと思うんですけれども、そういうところの配慮というような検討はしなかったんでしょうか。

生活上ということで配慮したというのもあるかもしれないですけれども、みなかみで言いますと、やっぱり旅館温泉等の主要な産業でこの140円にした場合どういうことになるかというと、草津なんかはたしか80円なんですよね。そこの中で、お客さんは草津に行ってもいいし、みなかみに行ってもいいんですけれども、そのときに宿泊料金の競争になるわけですね。そういう中でこういう不利な条件を町にしいて、観光振興ということでいいのかなと、そこの配慮はしなくちゃならないんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) ただいまの島崎議員のご指摘の視点については、審議会の中でも出されて おります。非常に大まかに言いますと、今の合併後の状況で当面、従前の下水道料金でい くという経過措置が設けられていたということについても、水上地区における下水道料金、 特に大口消費者の分の上がりが少なかったというのがございます。これについては、まさ に今ご指摘のあったような配慮がこの間、料金設定の中で旧町村単位であったんだろうと 思います。

実際的に申し上げますと、先ほどご説明しましたように、実際の運営経費に追いつかないという状況で、この間赤字が累積した原因にもなっているということで、その辺を審議会でご議論いただいた中で決定いただいたものでございます。

審議会のご意見でございますけれども、ただいま島崎議員は東京都との比較等がございました。草津との比較もありました。当然観光業者も審議会の中に入っていただいておりまして、他の温泉地の状況等についても把握しながら、この結論を出していただいた、この答申をいただいたというふうに理解しております。

審議の過程の中では多様な意見がある中で、まとまった意見として今ご提案している ということでございます。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 審議会等でこういう答申になったので今町長のほうからそういうふうに提案しているんだと思うんですけれども、経費というふうに考えた場合、大量に使うところと少ししか使わないところで言いますと、1トン当たりの経費はこっちのほうが高いと思うんですけれども、やはり料金徴収の手間なんかが、大口が幾らたくさんあっても1口は1口ですから、料金徴収の事務手続とか一つですし、だから普通の民間で言えば大量に買った人のほうが安く買えるのが普通なんですよね。ですけれども、これだと大量に買えば買うほど損が高くなっちゃいますので、普通の民間の料金体系からは全然違う。

さらに、たくさん使う人もいれば、これは高いということがあるのでちょっと影響が 出るところもありまして、もう提案しちゃったんで今から変更してくれればありがたいん ですけれども、これはちょっと上げ過ぎじゃないかなと思います。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 下水道料金は基本的には下水運営については企業会計であるというご説明 もいたしました。そして、ご存じのとおり水道会計についても企業会計でございます。

水道について申し上げますと、やはり少量使っている方々に負担をかけないということでありますので、実運営上大量に使ったほうが経費が安いのかという議論は別といたしまして、シビルミニマムを確保するという観点から、それぞれの水道、あるいは企業でやっておりますけれども、電気料金についてもそれに近い設定の仕方がなされていると思います。

島崎議員のご指摘の方法もありますけれども、一般的には大口消費者が単位当たり高い負担をしているという事業にも多々あるということを申し述べまして、ご説明とさせていただきます。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については委員会議案付 託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について は委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第58号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について

議 長(森下 直君) 日程第10、議案第58号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第58号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京地区の温泉給湯事業につきましては、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例に基づいて事業を実施しております。温泉の給湯量については、使用口数に応じた基準給湯量を定めております。

具体的には、条例第20条の別表で、給湯基準量を1口の40立方メートから7口の858立方メートルまでをそれぞれ定めておりますが、1口から4口までは1口が増すごとに150立方メートルを増加するというのに対しまして、4口、5口、6口、7口とい

うことになりますと、その間の1口の間の差が122立方メートル、あるいは123立方メートルとなっております。このことについて受湯権利者から5口以上の受湯権利を持つ者が不利な給湯量となっているという申し出がありましたので、みなかみ町温泉事業運営委員会で審議していただき、その結果、5口から7口については1口増すごとに150立方メートルとし、1口から7口までの間のそれぞれの差を150立方メートルで統一することが妥当だとの答申をいただきました。

今回この答申に合わせ、条例の一部を改正しようとするものであります。よろしくご 審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例について 議案第60号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について

議 長(森下 直君) 日程第11、議案第59号、みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例について及び議案第60号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第59号及び議案第60号について一括してご説明申し上げます。 まず、議案第59号についてご説明申し上げます。

> 平成20年度に第1次みなかみ町総合計画を策定し、目指す将来像を「水と森歴史と 文化に息づく利根川源流のまちみなかみ」と定め、誰もが安心でき、ゆとりを感じるまち、 豊かな自然と共生するまち、交流による魅力と活力にあふれるまち、産業が育ち持続する まち、豊かな心と文化を育むまち、住民とともに歩む健全なまちの6つの目標を掲げて、 夢のあるまちづくりを進めているところであります。

> しかしながら、現状は少子高齢化と人口減少、長引く地域経済の低迷など大変厳しい 状況があります。あわせて自治体を取り巻く状況も社会保障費の増大、行政サービスの多 様化、地方分権に伴う責任ある行財政運営など大きく変化しており、みなかみ町にとって も財政基盤の強化と持続性のある地域経済の発展を図る上で重要な時期に置かれているも のと認識しております。

> このように厳しい現状と変化の激しい時代の中で町の活力と元気を生み出すためには、町民や民間事業者と行政が協働して人づくりと産業振興を進めることが不可欠であります。 そこで、みなかみ町の産業振興に向けたまちづくりビジョンを策定し、町の活性化を 図るとともに、総合計画に掲げる諸目標が達成できるよう、改めて努めてまいりたいと考 えているところであります。

> つきましては、町長の諮問機関として町議会議員、学識経験者、商業・農業・観光業者・行政関係者等からなるみなかみ町まちづくりビジョン策定委員会を設置し、まちづくりビジョンを策定いたしたく、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町まちづくりビジョン委員会の設置条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第60号でございますが、これは前議案、第59号で提案いたしましたま ちづくりビジョン策定委員会設置に伴い、策定委員の報酬規定が必要となることから、み なかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に当該規定を追加 する一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) まちづくりビジョンということで委員会をつくるということであります。 この間、総合計画の後期計画がありますが、それとの検討の過程との関係と、それから、 委員の公募という関係がどういうふうになるのか。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 総合計画については審議会がございますし、総合計画の後期計画も定まってございます。先ほど説明で申し上げましたように、総合計画については全ての分野をカバーしておりますけれども、高齢化、あるいは医療福祉、この点、確かに産業ビジョンともかかわってまいりますけれども、今ご提案しておりますまちづくりビジョンについては、基本的に産業振興並びに地域経済の活性化という点に論点を置いた審議をしていただきた

いと考えているところです。

したがいまして、このまちづくりビジョンの審議の結果のまちづくりビジョンが、その後の総合計画に反映されるというようなことは当然あろうかというふうに思っております。

それともう1点、委員の公募、これについては改めて検討したいと思っております。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号、みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例については委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- 10番 (原澤良輝君) 60号の非常勤の報酬ということなんですけれども、これは付託事項になっていることは、総合ということではないかなと思っておりますが、その辺はどうですか。
- 議 長(森下 直君) 総務課長。
- 総務課長(篠田 朗君) 議案第60号につきましては、前議案のまちづくりビジョン策定委員さんの報酬をその条例の中に追加するのが主な内容でございますので、前59号と同様に検討していただくということでお願いをしたいと思います。

以上です。

(「議長、暫時休憩願います」の声あり)

議 長(森下 直君) 暫時休憩します。

(10時14分 休憩)

(10時35分 再開)

議 長(森下 直君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長(森下 直君) ただいまのことにつきまして、総務文教常任委員会にということで議員運 営委員会を開催され、それに付託ということに決定いたしましたので、ご理解いただきた いと思います。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例については、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

付託表についてはきょうじゅうに変更、対応いたしたいと思います。

日程第12 議案第61号 指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)

議案第62号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「木工の家」)

議案第63号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」)

議案第64号 指定管理者の指定について (みなかみ町たくみの家「わら細工の 家」)

議案第65号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)

議案第66号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「和紙の家」)

議案第67号 指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公園)

議 長(森下 直君) 日程第12、議案第61号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊 青少年旅行村)から議案第67号、指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公 園)まで、以上7件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第61号から議案第67号までの指定管理者の指定についてご説明申 し上げます。

まず、議案第61号についてでございますが、武尊青少年旅行村につきましては、昭和51年に青少年の健全な育成を目的に設置された施設であります。ユースロッジ穂高1棟、テニスコート、バンガロー18棟、コテージ1棟などが県営宝台樹キャンプ場内に県営施設とともに一体的に設置されております。

そのため、県営施設と一体的な管理運営を行う必要があり、町も出資しております県の第三セクターで県営宝台樹キャンプ場を運営管理しております武尊山観光株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間につきましては、県と同様に平成26年4月1日から平成29年3月31日 までの3カ年を考えております。 指定管理料につきましては、26年度の予算においてご審議いただくことになりますが、現状と同額と考えているところであります。

次に、議案第62号から第66号については、たくみの家でありますので一括してご 説明申し上げます。

たくみの家は、地場手工業の振興と伝承を図り、地域経済の活性化を期すことを目的として、昭和61年にオープンいたしました。たくみの里においては、現在、年間約40万人の方が訪れていただいております。たくみの家の運営においては都市住民や地域住民に伝統文化や技能を体験により伝えることが重要であり、手工業の技術やコミュニケーション能力などの専門性を有する団体に管理運営を委託する必要があります。

つきましては、議案第62号、木工の家においては株式会社うきもくに、議案第63号、竹細工の家においては竹細工振興会に、議案第64号、わら細工の家においてはみなかみ町老人クラブ連合会新治支部に、議案第65号、陶芸の家においては、たくみの里陶芸振興会に、議案第66号、和紙の家においては、たくみの里和紙工芸振興会にそれぞれ引き続き指定管理者として指定するものであります。

これらの施設につきましては、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行をしておりましたが、平成 2 6 年 3 月 3 1 日で指定期間が満了するため、指定期間を平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間と考えております。

指定管理料につきましては、現状と同様に支出しないことと考えております。

次に、議案第67号についてご説明申し上げます。

寺間運動公園は昭和59年1月に計画決定された19.84へクタールの敷地にサッカー場1面、サブグラウンド1面、野球場、ゲートボール場、展望台等を兼ね備えた運動公園であります。平成22年1月1日よりノルンスキー場を運営している群馬スノーアライアンス株式会社が指定管理者として管理運営を行ってきております。

平成22年度より平均29万7,000円の指定管理料を町より支出し管理運営を行ってまいりました。当公園は冬季間の積雪により施設利用が困難で使用できませんでしたが、指定管理者の工夫により野球場を活用したちびっこゲレンデや雪遊び場の提供により、年間を通じて施設利用が可能となり、利用者の増加につながっております。施設の管理運営の充実が図られ、平成25年度の指定管理料は支出せず運営ができる状況となりましたので、引き続き群馬スノーアライアンス株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とし、指定管理料につきましても支出しないことと考えております。

以上、指定管理者の指定につきまして一括してご説明いたしましたが、指定管理者の 選定につきましては、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会の検討結果を踏まえ、今 回提案させていただいております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。 次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。 次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。 次に、議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。 次に、議案第65号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。 次に、議案第66号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。 次に、議案第67号について質疑はありませんか。
 - 15番中村正君。
- 15番(中村 正君) この寺間運動公園、スノーアライアンスが請負っているわけですけれども、 先ほどの町長の提案理由の説明の中で、野球場と、冬季も利用しているという説明がございました。冬利用するというのはそれは結構なことなんですけれども、本番の雪のないときの施設を利用するに当たって、調整会議等はどうなっているか、それをちょっとお聞きしたいと思います。
- 議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 調整会議というので毎年、利用する前の会議の関係でしょうか。

調整会議につきましては毎年行っているようでございまして、いつも問題になっているのは予約の関係等でいろいろ問題が発生しているようでございますが、以前は12月に一斉に申し込みを受けた場合において抽せん等を行っておりました結果、いろいろ大手の旅行業者等が宿泊施設を先行して予約を入れて、それを途中で断ったりしてキャンセルが入ったりしていろいろ問題がございましたが、最近につきましては4月に予約をとるように調整会議で行って、その時点で少し予約を受けるのを遅くして、予定をある程度利用者の予定がわかりやすい4月に時期をずらせることによりまして、各利用者の都合がつける状況になってからの抽せん会という形で今現在行っているということでございまして、そういう方向になりましてからは、多少の予約との関係でとれない方もおりますが、以前よりはトラブル等が少なくなっているということで聞いております。

以上です。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

中村正君。

15番(中村 正君) 以前に比べて内容的には改善されているということでありますけれども、例えば一月前あたりに一般の宿泊施設のところに、こういうことで施設を利用したい旨の連絡をとろうとしても、そういった受け付けはなされていないということも聞くんですけれども、こういった問題を踏まえて、どなたか議員の一般質問でその辺を聞いた経緯があろうかと思うんですけれども、あの当時は課長が違うので現在の課長のもとに行っていると思うんですけれども、そこら辺もうちょっと柔軟な管理体制というのはできるものなのかどうなのか聞きたいと思います。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) お答えいたします。

スノーアライアンスのほうでの運営上の問題もありますが、6、7月につきましては 運動公園自体の予約が非常に少なくなりますものですから、人件費の観点から月曜日から 金曜日については地域的に電話の受け付けを行っておりますので、それについては受け付 け体制がちょっと整っておりませんということで、ホームページ上またはファクス等によ って問い合わせ等を受けているということで、4月以降についてはそれにあわせて8時か ら5時までの受け付けをしておるということで聞いております。人件費等のいろいろの観 点から、どうしても少ない時期において受付に電話がかかってきてもいないような状況が ありますものですから、今後についてはこういった面についても利用者が電話をかけてき た場合の方法について、またスノーアライアンスのほうといろいろ検討していきたいと思 います。

以上です。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第61号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)

については原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第62号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「木工の家」)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「木工の家」)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第63号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」) についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第64号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「わら細工の家」)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「わら細工の家」)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第65号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第66号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「和紙の家」)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「和紙の家」)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第67号、指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公園)についてを採 決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公園)につ いては原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議案第69号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

について

議案第70号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)に

議案第71号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

について

議案第72号 平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)につい

τ

日程第13、議案第68号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算 議 長(森下 直君) (第4号) についてから、議案第72号、平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算 (第3号) についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第68号から第72号まで一括してご説明申し上げます。

> 議案第68号についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ れ978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億9,089万4,000 円とするものです。

> 歳出補正の主なものは、4月の人事異動及び給与条例改正に伴う職員人件費の減額で あります。

> また、職員人件費以外の主なものでは、2款総務費、1項総務管理費の産業政策費7 10万8,000円の増額は、スポーツ・健康まちづくり推進事業及びまちづくりビジョ ン策定事業であります。

> また、温泉施設費1,380万円の増額は、遊神館管理運営事業及び真沢の森管理運営 事業であります。

> 3款民生費、1項社会福祉費では、介護保険特別会計の繰出金1,857万円が主なも のであります。

> 2項児童福祉費では、保育園費2,355万2,000円の増額は、保育料賦課徴収事 業475万2,000円、にいはるこども園管理運営事業285万4,000円、私立保育 所運営費補助事業964万円が主なものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、予防費201万6.000円の減額は、法律改正に

よりヒブワクチン接種費助成事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種費助成事業、子宮頸がん予防ワクチン接種費助成事業を統合し、乳幼児等定期予防接種事業としたことが主なものです。

7款商工費、2項観光費では、観光振興費723万9,000円の増額は、国際観光振興事業463万9,000円、電子マネー決済端末設置費補助事業180万円が主なものであります。

8 款土木費、2項道路橋梁費では、橋梁維持費1,820万円の減額は、橋梁長寿命化 事業であります。

9 款消防費305万7,000円の減額は、利根沼田広域消防負担金及び消防簡易デジタル無線機購入費の減額、また、消防団活動拠点整備工事費の増額であります。

10款教育費、7項保健体育費では、体育施設費400万の減額は、地域スポーツ施設整備事業で、スポーツ・健康まちづくり推進事業へ振りかえるものであります。

財源となる歳入補正の主な内訳ですが、地方交付税 1,6 4 9 万 2,0 0 0 円の増額は普通交付税であります。

国庫支出金815万8,000円の減額は、社会資本整備総合交付金が主なものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第69号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30億3,976万円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款保険給付費378万円の増額は出産育児諸費の増加に よるものであります。

12款諸支出金4,890万円の増額は、国庫負担金の返還確定によるものであります。財源となる歳入補正につきましては、9款繰越金5,276万円の増額であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第70号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,726万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を21億8,726万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款保険給付費1億4,400万円の増額は、介護サービス事業が主なものであります。

5 款基金積立金3,454万6,000円の増額は、平成24年度決算による決算余剰 金の基金積み立てであります。

財源となる歳入補正の主なものにつきましては、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金、9款繰入金の増額であります。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第71号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を9億9.220万円とするものであります。 歳出補正の主なものは、1款総務費、1項総務管理費19万1,000円の増額は、人件費の減額及び料金システム変更委託料の増額であります。

2 款下水道事業費、1項公共下水道費130万円の増額は、公共下水道建設事業費及び維持管理費であります。

2項特定環境保全公共下水道費79万1,000円の減額は、維持管理費の減額です。 また、5項汚水処理施設費80万円の増額は維持管理費であります。

財源となる歳入補正は、6款繰越金150万円の増額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第72号についてご説明申し上げます。

収益的収入は429万4,000円を増額し、総額4億4,129万4,000円とする ものであります。

その主なものは、1款上水道事業収益で落雷保険金の増額であり、2款簡易水道事業 収益も同様の内容となっております。

収益的支出は389万4,000円を増額し、総額4億4,142万9,000円とし、 その主なものは、1款上水道事業費用では動力費で電気料、修繕費の増額であります。

2款簡易水道事業費用では、動力費で電気料及び修繕費の増額であります。

資本的収入は326万円増額し、総額6,846万円とし、その主なものは、1款上水 道事業資本的収入で企業債償還金に対する補助金であり、2款簡易水道事業資本的収入も 同様の内容となっております。

資本的支出は739万5,000円を増額し、総額2億1,359万5,000円とし、 その主なものは、1款上水道事業資本的支出で、繰上償還に伴う起業債償還金の増額であります。

2款簡易水道事業資本的支出も同様の内容になっております。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第68号から議案第72号までの補正予算関係を一括してご説明を申し上げました。 よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第68号から議案第72号については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第72号、平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの質疑については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議 長(森下 直君) ここで10分まで休憩いたします。

(11時05分 休憩)

(11時11分 再開)

議 長(森下 直君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 一般質問

通告順序1 11番 島 崎 栄 ー 1.公共事業等の発注に関して

議 長(森下 直君) 日程第14、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は3名の質問を随時許可いたします。

まず、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

島崎君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 通告に従い、一般質問をいたします。

今回は公共事業等の発注に関して一般質問をいたします。

町の発注する事業に関して内訳書や予定価格を決めた積算書、設計書を落札後は公開 してもらいたい、するべきであるということです。

町が業者に払うお金は町民のお金です。みんなから固定資産税等を集めた貴重なお金です。その町民が、どうしてそういう金額になったのと、例えば3億円なら3億円、1億3,000万円なら1億3,000万円、どういうふうにそういう金額になったのと聞かれても、今ですと公開されていない。今回、月夜野の総合体育館耐震改修工事3億円等、どうして3億円ぴったりになったのかなと思いまして、内訳書を見せてくださいということでこの前言ったら見せられませんということで、設計書も見せられないということで、結局、総額は3億円ということだと。最終的には単価抜きというんですか、値段の入っていない工事をやった一覧表というんですか、それだけはもらったんですけれども、ただ、やっぱりわからないんですよね。それは町民のお金を使っている以上は町民に見せるべきだと思います。

県のほうはどうなっているのかということで聞いてみましたけれども、県では内訳書を公開しています。インターネットで公開していて誰でも見られるという状態になっています。私が質問をしたときには、県の人が公開するというもう言われる前から、最初から全部公表していますということでした。

ですから、これについては群馬県のやっている公表の段階、やっぱりくぎ1本まで全部公開しているわけじゃないんですよね。ある程度のランク、レベルまでのこのぐらいのレベルなら公表していいだろうというレベルの内訳書を公表していますので、それはみなかみ町も県に倣った状況のバランスで公表して当然いいんだと思っています。

ですから、今までは県のほうでもこの辺のボルト1本とか柱1本幾らという、その辺

の単価までは公表しませんということで多分やっていると思うんですけれども、それをみなかみ町はそういう単価表は公開しないんだということを聞いて、じゃ内訳書を見せないんだというふうにやっていたんだと思うんですけれども、そうではないんですね。見せられないレベルの情報と、やはり全体的に何がどうかかったというのをみんなにお知らせする意味での公表ということで県はやっていますので、みなかみ町も今後はそうしてください。お願いします。

次に、町の指名競争入札についてなんですけれども、指名参加登録を出して入札参加 したいと言ってきた町内の業者は全て指名してもらいたいですね。

どういうことかと言いますと、今は指名ということでランクCとかBとか、3社以上とか5社以上とか規定はあると思うんですけれども、3社以上なら4社、5社を適当に町のほうで指名してやっているんですよね。だけれども、それならどういう理由でそれだけになったのか、じゃほかの人は何で指名されないかというのはなかなか説明が難しいので、もうCランクの業者でこの工事ができるという業者は町内にいるのは10社あったら10社指名しちゃうとかこの工事は水道工事だから、できない業者は除いて、これなら普通できるなというのは8社あったら8社指名するということで、町で選ばないで、とりあえず条件が合っているのはやってもらいたい。

一般競争入札になりますと指名ではないですから、条件が合えば全部入札できると思います。国とか県とかそういう一般競争入札でやっているところはありますけれども、ただ、その一般競争入札はそういう点では公平でいいんですけれども、多分指名競争入札にしている理由としましては、町がせっかくお金を払って工事してもらうなら町内の業者にしてもらいたいということがあると思うんですけれども、それは全部それも公平にすればいいという意見もあるのかもしれないんですけれども、町内に土建屋さん水道屋さんとかがあって初めて災害が起きたときも町内で対応できるし、雪かき等もやってもらうということを考えれば、やはり町内の業者をある程度は優遇、保護しなければいけないというのは合理的な理由があると思いますので、それはそれでいいと思うんですけれども、それで一般競争入札にしちゃうとそれはいけないので指名競争入札、これはいいと思うんですけれども、ただ、町内の中は普通に競争してもらえればいいと思いますので、役場で選ばないで競争に任せてもらえばと思います。町内については、それで条件があるのは全部指名してくれればいいと思います。

そうじゃないと、やはり業者さんというのは仕事をもらう側ですごい立場が弱いんですよ。ですから本当なら、俺指名されたいのになとか、この工事を何とか指名してくれないかと思っても文句は言わないですよ、それはやっぱり指名してもらうという立場ですと外されるのはおっかないですしいろいろありますから、物はなかなか言いづらいですよね。そういうのを考えれば、もうできるだけシンプルに、だれでもわかりやすいような条件で指名をすればいいと思いますが、そういう意味では町内業者は資格のある者は全部指名するというのがいいと思います。

それで、この業者は指名できないよという場合がありましたらそれを聞かれたら、合理的な理由がある場合は議会でその理由を説明してもらいたい。しかし、あくまでも原則

は町内の業者は全て指名とお願いしたいと思います。

3つ目は、設計施工一体となった発注をすべきものもあると思います。工事や内容によっては設計施工を一体として発注したほうがよいものはそのように発注するべきです。 比較的自由に工事内容が選べるものは一体とすべきではないかなと思います。民間では設計施工を一体化して発注するのは本当によくあることです。

これについてはこういう質問をした理由は、そこの徒渉橋の橋げたの工事で、以前、設計どおりの仕事の仕方では工期に間に合わないから設計とは違うやり方にしてもらいたい、それで7,000万追加で払ってくださいということがありまして、何じゃそれはとなりまして、設計は設計で発注する、施工は施工で発注するということでそんなふうになっちゃったので、もし設計施工一体でやるとすれば、その設計屋さんはその設計どおりに工事ができる業者と組んで入札します。施工の人も自分ができない設計とは組まない、ちゃんと自分のできる範囲の設計でやってくれるところと組んでやると思います。ですから、あれはやはり別々に発注した弊害だったと思います。

橋なんかはつり橋もありますしコンクリートの橋もありますし、鉄の橋でも燦々橋のようにペンキを塗らなくちゃならない橋もありますし、合瀬大橋のようにペンキを塗らない、塗装しなくてもいい鉄の橋もあります。いろいろなやり方があるので、それをやっぱり設計段階で全部というのは、設計施工一体であればそれが幾らで全体できるんですかということで得られるんですよね。

何が言いたいかというと、例えば設計が500万円の業者と設計が800万円の業者がいて、800万円の業者のほうが高いので、500万ということですけれども、つくるとすると500万円の橋では1億5,000万円、800万円の設計だったなら1億円でできたとすると、総額は1億5,500万円と1億800万円で、普通に考えれば1億800万円でできたほうが安いかなということになる。だけど設計は設計で発注しちゃうと、もう500万の設計屋さんが設計したやり方だと1億5,000万かかってしまいますので、いろいろな熟度が高いのは、やっぱり一体の発注をすべきものもあると思いますので、今後はそれを検討してもらえばと思います。

一たんここで町長に意見を聞きたいと思います。

議 長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) それでは、順次というか、お答えさせていただきます。

一番最初の話については現況はどうかと、全部おっしゃいましたので、特にこちらから説明することはないんですけれども、改めてご説明させていただきますと、みなかみ町については設計書の作成におきまして設計基準、あるいは歩掛り、その他につきましては、事業ごとのといいますか、群馬県の基準を採用しているというのが端的だと思います。もちろん群馬県の基準というのは、全国もそれぞれの事業に準拠しつつ群馬県の特性を入れて決定しているということがあります。

そこで、今公表という点について、明細書の公表はしていないという現状についてど うなんだというご議論だったと思いますので、改めて今島崎議員のご発言と同じですけれ ども、お答えさせていただきます。

群馬県が公表についてどのようなレベルでどういうふうにやっているかということについて、みなかみ町はその基準等を準用している関係で配慮せざるを得ません。土木関係につきましては、群馬県では一部を除きましてほとんどの積算基準、あるいは採用単価について公表しております。この公表の方法につきましては、群馬県のホームページ上に一部が閲覧できる状態になっておりますし、また群馬県建設技術センターの窓口に行けば縦覧が可能であり、またコピーの入手もできるという状況でございます。

建設工事関係についてはどうかといいますと、県は積算基準や採用単価は原則全て非公開という対応となっております。したがって、建設工事関係については入札後であっても設計書の公表ができないという形ではあります。とは言いながら先ほど議員のほうからご指摘がありましたように、群馬県のほうも平成20年の国土交通省の通知、「営繕工事における数量公開についての一部改正」ということで、数量書、これについては予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除すれば全数量を公開可能とするという指導がありましたので、現在、県のほうでは単価及び金額が入っていない数量書を実質的に公開しているということがあるようでございます。

そしてまた、なぜ町民が聞いてきても公開しないのかという点につきましては、行政情報については基本的に公開するということで、みなかみ町の情報公開条例もございます。その中で、非開示情報以外は開示しなければならないということになっておりますが、情報公開条例の第7条6項に、イとして契約の交渉または争訴にかかわる事務に関し、国または地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ、こういうものが書かれております。具体的に、過去の契約締結等に関する情報のうち、将来の入札予定価格等が推定されるものというのがありまして、これに該当して非開示情報ということで取り扱っておるのが現状でございます。

今のことからいたしまして、単価入りの設計書そのものは公開が適切でないというふうに考えておるところでございます。しかしながら、今県の状況についてもご説明しましたように、工種ごとの金額がわかる工事内訳書の事後公表につきましては、群馬県でも予定価格の事後公表の一環で既に実施しているというお話があったとおりでございます。したがいまして、町としてもルールを設定し、今後公開するということについては可能であろうと思っております。したがいまして、将来の公表の拡大につきましては、議会での議論を踏まえた総意として、政策の方向性の提起があれば、予定価格の事後公表のみならず事前公表をやっている自治体もあります。それはまさに議会の総意に基づく執行の判断でございます。そういうところまで必要があれば踏み込めると思っております。あるいは事後公表であっても、予定価格、工種ごとの金額がわかる工事内訳書の公表、これは事前なのか事後なのかご議論があろうかと思います。

公表する方向が世の中の流れだというご指摘もそのとおりだというふうに思っています。しかしながら、これらのことについては、実際に事業に携わり、あるいは事業価格を 積算し入札してくるという事業者の立場もあります。これらの方も入れた意見を入れなが ら検討する必要ということは当然あろうと思います。 今のお答えは何かというと、現在の公表基準では公表できませんが、議会としての総 意があればその方向での検討会等を立ち上げるということについては今後の課題になろう かというふうに考えておるということでございます。

さて、その次に、指名競争に対し町内の業者全てを指名すべきであるというお話ですが、1件について全てを入れるというわけにはいかないと思います。ご質問の趣旨もそうではないというふうに思っております。

全体としてご説明いたしますと、5,000万円未満の工事について指名競争入札としての対応を原則としてやらせていただいております。内容的には、良質な施工を図る手段として入札参加資格、格付、発注基準、これらを定めておりまして、契約の種類及び金額に応じて請負業者の選定を行っているところであります。

業者の格付につきましては、工事の実績、技術者の数、雇用保険の有無や健康保険及び厚生年金加入の有無、ISO取得の有無、資本の額、その他経営規模及び経営状況などを審査項目として点数づけをやっておりますけれども、その点数づけにつきましては、群馬県が行っておる経営事項審査結果の点数というのと同じような形で、工事の種類ごとにみなかみ町独自に等級の格付をしておるところでございます。

土木工事と建設工事につきましては、ABCの3等級、管工事、舗装工事、あるいはその他工事についてはAとBの2等級に格付しております。したがって、発注する工事の種類、そしてその規模、すなわち金額ですが、これに応じて請負業者の選定を行っているところであります。また、工事の難易度及び地理的条件等、これらについても当然勘案しているところでございます。

この間、指名競争を行っているということについて特段の問題を生じているというふうに感じておりませんけれども、幅広く入札に参加したいという要望があれば、当然それらについて配慮していくべきだと思っておりますし、また、今ご指摘がありましたように、指名するときに参加したい業者を全部入れたらどうかということになりますと、事務的には、この工事はこういう規模でこの場所で、こういう内容で発注しますということを決定したときに、指名選考する前に入りたいのかどうなのかということについて募集をかけるという手間が必要となってまいります。果たしてそういうことが本当にいいのかどうかということもあろうかと思います。

そしてまた、今ご指摘がありましたことを事前に十分に確保するということであれば、 先ほどのご指摘の中で、先般、条件つき一般入札にかけたときに、島崎議員からなぜ町内 業者に限定するんだという何度かのご質問があり、答弁で繰り返し町内業者の育成である とか、先ほどご指摘のありました町内に業者があることによって維持補修ができたり、除 雪についての影響があるといったようなことはご説明させていただきました。

そのような中ですが、条件つき一般競争入札をとれば、その条件のつけ方によりまして町内業者という指定の仕方もありますし、先ほど申し上げたように、規模の小さいものであればその地域、例えば学区ごとであるとか、そういう条件づけも可能だと思います。一般競争入札を原則とすべきだ、これもまた今の島崎議員のご指摘を受けて、議会の総意としてそういう方向だということであれば、先ほどの検討が必要なときには検討するとい

う中で検討していく事項になるのではないかというふうに思います。

そして、3つ目にご指摘のありました比較的自由に工事内容が選べるのか、何を想定されているかわかりませんでしたが、先ほど徒渉橋という話をされたのでとんでもない、そんな執行はとてもできないというのが、あえて進行状況についての説明をすればそのとおりです。比較的自由に工事内容が選ばれるものということになりますと、例えば100メートルにわたって舗装してくださいとか、そういうふうにして比較的に自由に工事の方法が選べるんだと思います。とは言いながら、そうなると単なる舗装工事という単純なものです。

今ご指摘のあった事例でご説明させていただきますと、どこからどこまで勝手に道路 をつくれ、こんなことが公的団体として業者に頼めるはずがありません。

今、若干例を出されましたもので言いますと、橋梁についていろいろな橋梁工法があります。どの幅員でどこからどこまで渡るのか、場所はどこなのか、これを指定するのは公的団体の役割だと思っています。どこでもいいから利根川を渡ってくれというような発注は絶対あり得ません。そして、そのためには測量も設計も必要です。その場合、そこで今事例の出されたつり橋が適当なのか、あるいはコンクリート橋が適切なのか、あるいはどういう方法がいいのか、コンクリート橋についても各種の方法があります。これについて専門業者に比較設計させ、その結論を得て、いわゆる官として、みなかみ町という行政体として判断して、それに基づいて今度は施工に関する設計をやる、その設計につきましてもどういう単位で発注していくのか、今年度どこをやるのか、2年間でやるのか、あるいは単年度でやるのか等々の全ての行政判断を入れた中で設計書を作成します。その中で施工方法についても施工すべき内容についても細かく規定して発注する、これが公的団体として当然必要だと思っております。

しかしながら、今設計施工を一体として発注する、これについては県、市町村等でやっていないわけではありません。特殊なものになると思います。この特殊なものというのは、今我が町で今後ともやっていこうと想定している具体的な事業の中では、想定できるものが非常に少ない、今のところ見当たらないというのが実態でございますので、設計業者に施工を含めて一括して発注するという形態はまず生じないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1番(島崎栄一君) まず、今町長のほうから、以前町内業者に何で限定するんだという質問があったということがあったので、それについてはどういうことかといいますと、町内の業者ではできないものだから町内と町外を含んでやるみたいな話、例えば燦々橋のペンキ塗装等を町内ではとてもできないから、ほかのところに頼まなくちゃいけないというのに、町内の業者と組めというような条件にしたので、それはおかしいなと思ったんですね。だから、町内の業者じゃできない工事もいっぱいあるわけです。それについてはもう町外に頼むしかないわけですから、それは普通に町外に頼めばいいんであって、そのときに町内

と組まなくちゃならないみたいなことでやるのはおかしいと言っていたので、今回のこの 内容とは違う内容ですから。レベルによって、これはもう町外でやるしかないといったら 町外で頼めばいいし、これ以下は町内の業者に頼めるというものは町内でやればいいしと いうことを言っただけですから、今回のこれで町長からそれをどうのこうのと言うのはちょっと筋違いです。

次に、内訳書なんですけれども、入札するときに工事業者が内訳書をみなかみ町に提出していますか。

議 長(森下 直君) 総合政策課長。

総合政策課長(増田伸之君) 前にもお答えしたんですけれども、条件つき一般競争入札につきましては内訳書を提出をさせていただいています。それ以外の指名競争入札につきましては 提出はさせていただいていないということです。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 内訳書を提出させていない地方自治体は全国の4分の1です。4分の3は 内訳書を提出させています。過半数の4分の3は出させているんですね。

> 政府与党がこの内訳書を必ず提出するような法案をやるそうです。それは新聞報道に 出ていました。何で内訳書を出させるかと言いますと、金額だけぽんと幾らとやると談合 の温床になるからという理由でしたけれども、それなのでちゃんと値段がどうなったとい う根拠を示す内訳書を業者にちゃんと提出させてくださいという、政府与党が法律を改正 するということで報道されています。

> 今聞いたら、みなかみ町は指名のほうはさせていないということですから、4分の1のほうで、今後は法案が通れば法案ですから提出させるようになりますし、法案が通る前から、もう過半数の自治体は出させているんですから、それは出させるようにするのが当たり前だと思います。家1軒2,000万円で建てるときに、内訳書なしで発注する人はなかなかいないですよ。5,000万円以下でも、例えば5007円でも1,0007円でも、総額は9007万円です、ぽんというんじゃなくて、それはどういうことで9007円になったのと町はやっぱり業者に聞くべきで、内訳書を出させるべきだと思います。どうですか。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 今法律の制定のどうこうというお話がありました。確認はしておりません けれども、今島崎議員がご指摘のように、我がみなかみ町として早くそういう方向にいく べきだということであれば、その方向で総意がいただければ早急に始めたいと思います。

法律ができてから後追いであるという自治体がいいのか、その前段で動くのがいいのかというのは考え方次第だと思っております。先ほど前段で申し述べました公表の仕方を含めて、議会の総意があればその方向で事務作業を進めていくということでございます。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 次に、指名競争入札で町内の業者を全部指名するとなると、事務手続が大

変だということがありまして、それは指摘どおりかなと思います。町長はさっきそこで言ったように、それでしたら条件つき一般競争入札の条件を町内に絞ればそれは要らないということですから、それではその方向でやってもらえばいいのかなと思います。そうすれば事務手続もかからずに、条件をやれば町内の業者も指名できますし、条件つき一般競争入札をできすから、何も5,000万以上は条件つき一般競争入札で、それ以下は指名というふうに別に法律で決まっているわけじゃないんで、それ以下も例えばこの5,000万円を1,000万円とかにして、1,000万円以上については条件つき一般競争入札にすれば、その条件をつけるときに町内というふうにすればできると思いますので、そういうふうにしてもらえればと思いますけれども。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 具体的にそれぞれの業者さんは規模によって、あるいは自分の仕事の範囲をどの辺につけるかといったような、それぞれの町内業者さんの状況もあろうかと思います。先ほど前段でお話があり、私もそう理解しておりますように、町内業者の育成、あるいは町内における経済循環というのは重要だと思っています。それらを含めまして自治体の業者さんの状況を、わかりやすく言うと関係建設業者さんの意見等も織り込まないと適切な制度にならないと思っています。その辺も踏まえて検討すべきことだろうと思っています。

今島崎議員のおっしゃったことだけで具体的に現場等で問題がないのか、これはこれ から検討しなきゃいかんというふうには思っておりますが、ご指摘はごもっともです。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1番(島崎栄一君) それでは、入札関係のことは条件つき一般競争入札にして、町内の業者が 広く公平に入れるようにしてもらいたいと思います。それは議会等でまたみんなで話し合 わなくちゃいけないかもしれないですけれども、話し合っていければと思います。

あと、設計施工一体となった発注も考えたらどうですかということなんですけれども、例えばカルチャーセンターみたいなホールとかそういうものというのは、やはり自由度が高い、そういうものについては設計施工一体というのものあるのかなと思いますし、絶対それをやらないというふうにしないで、これはもしかしたら設計施工一体で発注したほうがよさそうだなという案件が今後出てきたら、そういうのも検討してもらえればという意味の提言です。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長 (岸 良昌君) 今例の出ました文化ホール等、これについては設計施工一体発注ということではなくて、広くやられておりますのがともかくどういう構想をするんだ、いわゆるコンペだと思います。設計、あるいはそういう関係業者が、もちろん役所側は趣旨、目的、これを明確に提示した中で、こういう設計がありますよという提示をしていきます。その中でどれを採用するかということをやるのがいわゆるコンペの提案型ですね、そのときもその提案してきた業者にその額でそのまま出すんではなくて、そのことに基づいてまず設計というものをそのコンペで各設計会社にやってもらうということで、段階を踏んでいく

ことだと思います。

したがって、今事例の出たもの等においても、設計施工の一体発注ということとは違うと思いますし、本当に町内の今構想されている事業の中で設計施工一体のほうがいいんだというのが思いつかないというのが素直なところでございます。だから、設計施工一体発注がないんだというふうには答えませんけれども、いわゆる公的団体として発注責任というのを考えると、なかなか思い当たらないというのが現実でございます。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 国土交通省の関係の話をしているんではなくて、内情をちょっと話してくれたんですけれども、どういうことかといいますと、橋を設計に発注すると、その橋の設計を施工業者が書いてきて、設計屋さんに渡して、設計屋さんから設計ができましたということで来ている、だからその設計した会社が施工業者として受注する、だから、国とか県は設計、施工を別々に発注しているんで、そういうトンネルというんですか、もう国はそうやっているんだからしようがないから設計をそこを通すということ、でも実態すらも施工業者が設計しているという状況だったそうです。

やはりそういう専門的なものと言っていいですか、設計できるというのは、自分で本当に仕事をしている、だから車はトヨタが設計できるけれども、全然違う会社が車の設計をしてトヨタにつくらせるなんていうのはなかなかないと思いますし、やっぱりつくっている人が一番よく知っているということがあるので、一体化してもいいかなと思いました。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 今ご発言のあったことについて、私は何もコメントはできません。ただし、 先ほどと同じ答えになるかと思います。橋梁等の設計を発注するときに、その設計をどこ に発注するかということについては、指名競争入札が多いと思いますけれども、そのとき には参加資格、格付、発注基準、あるいは業者の格付、技術者の数、経験等々を配慮して 設計業者を指名し、その落札した設計業者が設計を行っているという形になっております。 ご存じのとおりでございます。それ以上の答弁はありません。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 指名競争入札についてなんですけれども、今現状は町が10社ある中から 5社というふうに絞っていると思うんですけれども、できるのに外す、できる中でこれを 選ぶという取捨選択するのをどういう条件でやっているかというのがあるんですか。条件 はあるんですか。

議 長(森下 直君) 副町長。

(副町長 鬼頭春二君登壇)

副町長(鬼頭春二君) では、私から答えさせていただきます。

先ほども町長が答弁をしておりますけれども、業者を選定するに当たっては参加資格、格付、発注基準を定めて業者選定を行っております。その格付については、今までの工事の実績、技術者の数、雇用保険の有無とか健康保険及び厚生年金加入の有無、ISO取得

の有無、資本の額、その他経営規模等、状況を調査して選定を行っております。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 今副町長が言った経営状況と雇用条件等の条件を満たしていればいいと。 指名されない場合もありますけれども。

議 長(森下 直君) 副町長。

(副町長 鬼頭春二君登壇)

副町長(鬼頭春二君) お答えします。

それは当然あると思うんですけれども、ということになると、島崎議員の指摘するように、資格がある者を全て選定するということになると、町内業者全てを選定するとか、そういった先ほどの町長の答弁にありましたように、大変数の多い業者選定を行って、かえって業者に負担をかけるということもありますので、地域的なバランスとかいろいろなことを考慮して一定規模の数の選定業者にしているということでございます。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 地域性のバランスというのはどういうことですか。

議 長(森下 直君) 副町長。

(副町長 鬼頭春二君登壇)

副町長(鬼頭春二君) 地域性のバランスというのは、みなかみ町は大変広いですから、例えば余り遠方の現場に行くような業者は遠慮してもらうとか、そういったことです。

議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 町内はやはり町内ですので、全然遠方ではなくて、今車で仕事をしに行きますから、町内での地域性はもうないと思います。私の知っている大工さんは、仕事を今回初めて町内でやった、それは民間の発注なんですけれども、初めて町内で家を建てたよと言われておりまして、今までどこでやったかというと、川場村、昭和村、富士見村、前橋、東京等、それで民間はもう当たり前としてやっているんですよね。そういう中では、今のこの車の時代に、もう町内については地域性はないと思うんですけれども。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) みなかみ町は、ほかの町村と違って非常に広いというのが特徴でございます。町内の総体的に大規模なものについてどこの業者をとってもいいじゃないかということはあろうかと思いますけれども、やはり旧水上、旧新治みたいな言い方をしたくありませんけれども、例えば藤原でやるときに、業者がいなきゃ別ですけれども、できる業者が幾つかあるというときに、何も遠方の業者を指名しなくてもいいだろうということはあるんだろうと思っています。

そして、今事例の出た話になると、逆になりますけれども、町内での実績というのは 評定の中に入ってきますから、最初はとりにくいといった今のご指摘というのはあるのか なというふうに思っています。 議 長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) やはり説明しづらいし、お互いの意見が違うことがあるので、この水上地区は水上地区で指名しましたと言っても、実際には今でも新治の業者さんが水上の仕事にも指名されていますし、月夜野の業者さんが新治でも指名されていますし、別に地域性はもうほとんどなくなっていると思うんですけれども、説明しづらい条件で選ぶというのはもうやめて、条件つき一般競争入札で町内というふうにCランクBランクAランク選んでやってクリアにするのが行政とすると王道かなと思います。やはり選ぶ中で、どうしようこうしようなんて考えるよりは、もうオープンにしちゃって、条件をみんなに見せて、みんながいろいろやったほうが自然な形で落ち着くと思いますので、ぜひそういう方向で町が動いてくれればなと思います。

それから、内訳書の提出も、国にはたかれてやるよりは進んでやってもらいたい。

さらにその内訳書も工種ごとというのは県も公表していますので、最低限その程度は町でもちゃんとやる。今回本当に3億円という金額を聞いて、3億円ぴったりになるのかと思ったんですよね。やはり1億2,853万円とか、そんなのならいっぱいテレビで放映されていますけれども、3億円ぴったりの金額のものというのはなかなかないんですよ。何でかなという今回の疑問から始まったんですけれども、その疑問にもやっぱり公表することよって、こうことでぴったりになったのかとわかるわけですから、公表してもらえればと思います。県の条件に合わせた方法で町も動いてくれればと思います。

あとは、町長は町長の責任で考えましょうというよりは、議会のほうで総意を決めて くれればそれに従いますよという返事だったので、そういう意見もあるのかなと聞きまし た。

これで一般質問を終わりにしたいと思います。

- 議 長(森下 直君) 町長。
- 町 長 (岸 良昌君) 島崎議員に限らず、一議員のご質問で方向を答えてしまうよりも、執行状況をご説明しています。事務的な、あるいは執行上の問題点、いろいろな方向性が出た後でいろいろあることもあろうかと思います。それらについては、方向性が出れば緻密に検討し、できることはできる、できないことはできないということで、総意をつくっていただいたところにはご説明するというつもりです。
- 議 長(森下 直君) これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

休憩をいたします。 1 時から再開をいたしますのでご了承願います。

(11時57分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長(森下 直君) 休憩前に引き続き再開をいたします。

通告順序2 6 番 林 一 彦 1.2020年東京オリンピックに向けた観光立町

「みなかみ町」の対応について 2. みなかみ町高齢者対策について

議 長(森下 直君) 引き続きまして一般質問を行います。

6番林一彦君の質問を許可いたします。

林君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 6 番林一彦です。議長より許可をいただきましたので、通告によりまして 一般質問を行います。

> 本日の質問は、2020年東京オリンピックに向けた観光立町「みなかみ町」の対応 と、これとみなかみ町高齢者福祉対策の2点でございます。

> まず初めに2020年東京オリンピックに向けた観光立町みなかみ町の対応について であります。

> 去る9月8日、国際オリンピック協会(IOC)は、アルゼンチンのブエノスアイレスで2020年夏季オリンピック・パラリンピック開催都市を決める投票を行い、東京を開催地に決めました。プレゼンテーションでは竹田恒和招致委員会理事長のもと、高円宮妃久子様の冒頭挨拶に始まり、パラリンピアンの佐藤真海選手、安倍晋三内閣総理大臣、猪瀬直樹東京都知事、過去2大会で銀メダルを獲得いたしましたフェンシングの太田雄貴選手などが行い、招致アンバサダー滝川クリステルさんの「おもてなし」は、今も記憶に新しいところでございます。

東京でのオリンピック開催は1964年大会以来56年ぶり2度目となります。

経済効果といたしまして、みずほ総合研究所では約3兆円、建設や小売、サービス業を中心に21万人の雇用が創出される見込みと発表いたしました。2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決まってから3カ月余り、全国の自治体で外国選手団のキャンプを誘致する動きが沸き起こっています。東京開催が決定してからわずか4日後の9月12日、岡山県の伊原木知事は県議会で、「オリンピック開催は夢と希望を与える朗報、事前キャンプの計画が出てくれば招致活動を積極的に行う」と、選手団誘致への意欲を明らかにいたしました。

この岡山県では、平成23年8月に三崎市で、ワールドカップで優勝したばかりの女子サッカー日本代表なでしこジャパンがロンドンオリンピック予選の直前のキャンプを行いました。6日間で市の人口に近い約3万人が訪れ、約10億円の経済効果があったそうであります。

静岡県は、選手とともに富士山を取り上げてもらえれば世界遺産登録をアピールするよい機会、2016年のリオオリンピック後ではキャンプ地はあらかた決まってしまうと早速推進本部を立ち上げました。隣の栃木県も推進本部を立ち上げました。

この動きは、2002年サッカーワールドカップのように経済効果やイメージアップ が見込める絶好の機会に、おもてなしで地域を世界にアピールしたい狙いがあるからです。

2002年、サッカーワールドカップといえば、全国の注目を集めたのがカメルーン

代表のキャンプ地となった人口わずか 1,300人の大分県中津江村でありました。経費 1,800万円、広告効果は10億円、これは新聞記事の見出しです。村広報担当は、スポーツセンターの営業対策で何か売りになるものを探していたところ、キャンプ候補地を募集していた。そもそもはワールドカップ公認キャンプ場の名前が取得できればただそれだけでよかったと話します。ところがカメルーン代表が当初の到着予定より5目もおくれるハプニングが発生、待ちぼうけを食わされても誠実なホストぶりを見せる坂本休村長ら山合いの小さな村が一躍全国の視線を集めることとなります。同村の実行委員会の報告では、キャンプ誘致にかかった経費は約1,800万円だが、大手広告代理店の算出だと、その広告効果は十数億円、坂本村長はワールドカップキャンプの収穫について、「経済効果より村民の心の変化が大きい。みんなで一生懸命取り組んだ結果、いい村ですねとの評価をいただき、村に誇りを持てるようになった。村民の笑顔のおかげ」と話したそうであります。

群馬県においては、県内35市町村に行ったアンケートの調査結果がまとまり、15市町村がキャンプ地の誘致を希望していることがわかりました。県スポーツ振興課によると4市町村が未定、16市町村は希望しないと回答、希望する自治体に受け入れたい競技を訪ねたところ、バドミントンやバレーボール、サッカーなどが寄せられ、特に都市部では「どんな形でも対応したい」と答える自治体もあったと言われております。

また、誘致する上でのPRポイントとして、温泉や過去のスポーツ大会開催実績、自然環境や交通の便などが上がったとあります。

県は、関係部署の担当者からなるキャンプ地誘致等検討推進部会を10月に設置、情報収集や協議を進め、来年には各希望自治体に向けて説明会を開くなど準備を進めているとなっております。

ここで質問でありますけれども、県からのアンケートはどのようなもので、みなかみ 町としてどのように回答したのか。また、誘致を希望すると国、県より施設整備などの助 成金、補助金などの特典があるのかを教えていただきたいと思います。

議 長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 2020年のオリンピックに向けた観光立町みなかみとしての対応という ことでございます。

まず、前段の東京オリンピックの決定経緯、あるいは中津江村の例等についてもお話がございました。

今ご質問のありましたポイントについて端的にお答え申し上げますと、この質問につきましては、キャンプ地等を誘致するのか、するとすればどういう競技なのか。それともう1点は、交流等している国があるのかという、この2つの大きな質問項目でございました。

それについて、みなかみ町では教育課のほうから回答しておりますけれども、事前合宿地アンケートに、希望する競技といたしましてはバドミントン、卓球、テニス、バレーボール、サッカー、バスケットボール、ホッケーと回答しております。

そして、主な施設としては、町内の社会体育館、あるいはグラウンドという回答をしております。また、姉妹提携都市の相手先等の質問に対しましては、台湾の台南市という回答をしたところでございます。

ただいまご質問のありましたオリンピックに向けてのキャンプ場誘致等について施設整備の特典であるという点については、今のところ改めて東京オリンピックの誘致に対しての制度的な支援という話は聞いておりません。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

先ほどのワールドカップの話に戻りますけれども、秋本麻里という方のレ 番(林 一彦君) ポートの中で、ワールドカップがもたらす経済効果と社会効果の中で、ワールドカップは 経済効果だけでなくいろいろな社会効果をもたらすとあります。このレポートの中には二 十数項目の効果が挙げてありますけれども、この中からうちの町の参考になるところを幾 つか挙げてみますと、ワールドカップという国際的スポーツイベントを地域で開催したこ とにより一つのことに向けて住民の意識が一体となった。開催した都市として国際的に知 名度も向上し、住民が地域に対して誇りと自信を持つようになった。ワールドカップを通 して地域に根差した個性ある文化の創造や歴史、文化的財産の継承保存、再生などを意識 するようになった。さまざまなメディアに地域名が露出したことにより知名度や地域イメ ージが向上し、国内外からの観光客がワールドカップ開催前と比較して増加した。都市サ インの統一、公共施設の緑化等、町並みや景観の形成の維持向上を意識するようになった。 ボランティアの参加、それによる新しい団体が増加した。外国人観光客の活動しやすい環 境づくりや交通施設等のバリアフリーなど福祉のまちづくり等を実施した。それに伴う行 政やサービス産業の水準が向上した。外国人観光客や参加選手等との交流や国際交流を目 的としたイベントを実施することで、住民が国際交流や国際協力など海外へ理解を深めよ うとする意欲が出た。国際交流が推進された。

まだいろいろありますけれども、そういった形でいろいろな好影響が出たというレポートが提出されております。

ワールドカップの効果がこれだけあるということでございますので、オリンピックで はなおさらの好影響が期待されると私は思っております。

以上のことを鑑みて、2020年の東京オリンピックに向けての観光立町みなかみ町としての対応、町長の考えをお聞かせください。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) ただいまワールドカップの事例について何点かお話がありました。

ワールドカップについてはサッカー場、分散開催という点があります。要するに競技場になるということについては、東京オリンピック・パラリンピックは基本的に東京の中心地のみという形になりますので若干違うかと思います。とは言いながら経済効果につきまして、例えばロンドンオリンピックの経済効果が報告されている事例を見つけましたが、これについては2012年7月から9月の3カ月間にイギリスを訪問した旅行者が68万5.000人で、1人当たりの平均支出額が16万6.000円ということで、通常よりも

単価は非常に高いということと、また翌年にもそれ以上のお客さんが引き続き来てくれていると言ったようなことで、やはりオリンピックを開くと観光客は先ほど何点かお話がありました地域のブランド力、あるいはイメージアップ、受け入れ態勢といったようなことがあるんだろうと思っております。

我がみなかみ町につきましては、キャンプ場を誘致するかどうか、あるいはキャンプ場となるかどうかということは別といたしまして、観光庁がご存じのとおり訪日外国人数を2030年までに3,000万人にするという目標を立ててビジットジャパンキャンペーン等を展開してきたところですけれども、オリンピック・パラリンピックの東京開催の決定が強力な追い風になるというふうに捉えておりますし、当然のことだろうと思っております。

そして、オリンピックの前に各種競技会のプレ大会が当然日本で開催されるということで、それらに対する国際注目度を生かして、日本の魅力をさらに発信し、外国人の受け入れ環境を整備していくというふうにしております。

当然のことながら我が町も多言語対応であるとか、無料ワイファイであるとか、買い物環境、例えば免税店の設定、クレジットカード等を整備する、あるいは宿泊施設の充実等の多様化、そして案内所は案内ガイドの充実等の情報提供を強化するといったようなことが考えられます。

今申し上げましたことについては、不十分ながら既に着手している点が多々ございますし、2020年に向けて、あるいはその以前に外国人観光客を我がみなかみ町に来てもらうということについて、さらに対応を強化していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 - 彦君) 町長としての迎えるオリンピックに対する町の考え方を述べていただきま して、観光地として前向きに進んでいくんだという決意をいただきました。

このみなかみ町には本当に多くの温泉があって、それに伴う宿泊、観光業は裾野のすごく広い産業ですから、それにかかわる多くの関連産業が営まれております。

先ほどのレポートのように、いろいろなイベンに参加した自治体は、それによる経済効果が大きいということも出ています。うちの町の観光の人と、私もそれをかじっている一員なものですから、いろいろスポーツができる施設ですとかそういったものが各温泉地に欲しいねというふうなお話もよく聞きますけれども、これを機にうまくそういう整備が整って、その大会誘致が終わった後も、みなかみ町で合宿をしようというようなお客さんあたりがまたあふれていただければうれしいかなと思っているところであります。一生懸命みんなでそのイベントを誘致するということで頑張った結果、町に対して誇りを持つ住民がふえてくれればありがたいなと思っています。

これらのこういった先ほどの結果を踏まえて、オリンピック誘致だけでなく、大きな イベントへの積極的な町の参加を行って、観光立町みなかみ町のPRと経済効果、町民へ の町への愛着を強くする取り組みを期待するところであります。

オリンピックの問題はここまでにいたしまして、次の問題のほうがいっぱいなんで、 そちらのほうに移らさせていただきます。

みなかみ町の高齢者対策についてであります。

この問題につきましては、髙橋市郎議員がことしの3月と前回の9月議会に一般質問 しておりますけれども、それだけこの福祉の問題につきましては喫緊で重要な問題でござ いますので、また改めて一般質問をする次第であります。

平成25年2月現在のデータで、本町には7,000人弱の65歳以上の高齢者の方がいらっしゃいます。福祉行政といたしましては、平成24年3月に策定されましたみなかみ町第5期高齢者保健福祉計画に基づき着々と高齢者福祉が進められているところであります。本年度で3カ年計画2年目の取り組みになりますけれども、幾つかの事業に対しまして取り組みの実績についてお聞きしたいと思います。

まず、高齢者要支援援護者、冬期生活支援事業の中の除雪支援、冬期居宅支援、ひと り暮らし高齢者等配食サービス、紙おむつ等支援事業、緊急通報システム事業、バス利用 促進敬老割引事業などの利用件数、それから支援総額等を教えていただきたいと思います。

議 長(森下 直君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 青柳健市君登壇)

町民福祉課長(青柳健市君) お答えさせていただきます。

質問の項目順序、少し違うと思いますけど、順次数字等についてお答えさせていただ きます。

まず、緊急通報装置の関係でございますけれども、平成23年度につきましては貸与35件、自己負担4名でございます。24年度につきましては36件、自己負担3名でございました。25年度、現在ですけれども、自己負担4名、39件ということでございます。

次に、冬期の生活支援は2つあるわけでございますけれども、除雪関係でございますけれども、平成23年度につきましては13件、実人員10名のご利用をいただいております。平成24年度につきましては3件、実人員2名ということでございます。

次に、給食サービスの関係でございますけれども、平成23年度延べ回数3,972回、 実利用者114名でございます。24年度でございますけれども、延べ利用回数4,05 8回、103名でございます。25年度、中間でございますけれども、回数ですけれども 2,537回で106名の方が利用しております。

バスカードの関係でございますけれども、平成23年度から24年度までは敬老バスカードということで実施をさせていただいておりましたけれども、平成24年8月から全町民を対象としてみなかみバスカード販売ということで今現在実施をしているところでございます。

平成23年度の敬老バスカードでございますけれども、販売実績ですけれども265枚、24年度に入りまして60枚という形でございます。24年度の8月からバスカード販売事業として事業が変わりまして、全販売数は、8月1日から3月31日までの実績で

すけれども、2,824枚、うち65歳以上につきましては1,559枚という実績でございました。本年度の4月1日から10月31日までの実績でございますけれども、全体では2,434枚、うち65歳以上につきましては1,076枚の販売実績がございます。

紙おむつの関係でございますけれども、これは市販の3分の2程度の価格で販売を社協を通じて行っている事業でございますけれども、23年度の利用登録者につきましては223名の方の登録がございまして、販売金額でございますけれども216万5,260円という実績でございました。24年度につきましては290名の方が登録をしておりまして、219万3,710円の実績でございます。25年度の中間でございますけれども、295名の方が登録をされておりまして、10月末現在111万2,140円の販売実績でございます。

以上でございます。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

- 6 番(林 一彦君) 今、バスカードまた緊急システムについて実績等発表していただきまして、 自分が考えていたより多いものと少ないものとがありました。今、関連で商工会が行って いる買い物支援システムのモデル事業を新治地区で行っていますけれども、その関係はわ かりますか。
- 議 長(森下 直君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 青柳健市君登壇)

町民福祉課長(青柳健市君) みなかみ町におけるNTTドコモのタブレットを利用した買い物支援事業につきまして、平成24年度で器具類等県の補助金をいただいて設置させていただいております。この事業の目的でございますけれども、自動車などの移動手段がなく食料品等の日用品の購入に不便を来している高齢者世帯を対象に購入支援と安否確認を行い、高齢者が地域で安心して暮らせるようにということで事業を実施しているところでございます。

この事業の背景でございますけれども、町内の山間地域では昭和50年代までは集落に1店舗程度の雑貨店があり、日用品の大半を高齢者であっても徒歩によって購入ができる生活環境にありましたが、商店主の高齢化や大型店舗の進出または人口の減少によってほとんどの店舗が廃業となり、移動手段を持たない高齢者世帯は日用品の買い物に不便を来しているということで、この買い物難民の解消方法を探るため、町、商工会及び協力商店の3者共同によりまして、買い物支援を2年間の実証実験として行うという事業でございます。

今現在行っている関係でございますけれども、2年間の実証実験ということで、一部の地域、赤谷、相俣、浅地、新巻、羽場、師田の6地区を選定しました。この地域は地元の商店が配達を行える地域であり、かつ商店に徒歩で行くには遠い地域を設定して事業に協力していただく商店7店舗でありますけれども、配達等が行えるという地域でございます。

購入したタブレットにつきましては、30台購入しました。町事務局用2台、商工会

の事務局用1台、商店用7台、残り20台が利用者用として設置をさせていただいております。現在まで利用者に配布できた台数でございますけれども9台でございます。

高齢者世帯を訪問してタブレット操作等のお話をするわけでございますけれども、なかなかタブレット操作に抵抗感が強くて断られるケースが多いわけでございますけれども、また、週一度程度家族や親戚の方が車等で買い物に連れていってくれるというような事情がありまして、なかなか配布台数が進まない状況で、引き続き魅力ある運用ができるように、NTTとも協議を進めて実施しているところでございます。

以上でございます。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) この事業につきましては、担当している商店ですとかタブレットを預かっている人なんかも私は存じているんですけれども、うちの地元の商店にもタブレットを扱っている商店がありまして、そこでいろいろ聞かせていただいたんですけれども、そこも以前から電話による注文を受けて宅配をずっとしていたところなんですけれども、それは商工会でとれるようになるからとりあえず悪いけれどもタブレットを預かってくれないとお願いしたわけなんですが、何しろその人の話によると、「機械を使うのはわからないし、いつも商工会の人に説明してもらっているんだけれども申しわけねえよね」というような苦笑いをしていたということで、面倒で前のほうがよかったかなというところが本当のところなのかなと私は感じているところです。

このシステムを利用して高齢の方々、買い物弱者の人に少しでも幸せになっていただきたいという思いで始めたこのモデル事業なんですけれども、結果的にはそういった機器を上手に使いこなせないというストレスをいたずらに与えているだけなのかなというような感も持っているところであります。

また、商店なんかでそこの店の人と話をしたりとか、そういった心と心の触れ合いを 求めているのかなというようなところを、やはりそういった絆を感じられる人の交流の場 の創造のほうが大切なのではないかなと感じております。

つい先日、議会の厚生常任委員会で岐阜県高山市高根地区、冬季ファミリホーム「のくとい館」の視察を行いまして委員長報告でもあったとおりです。担当の方の話では、「寒い冬みんなと一緒に過ごしませんか」これを売り文句に人を集めたんですけれども、高齢化も何のその「地域のきずな再生」をキャッチフレーズに、住宅内に一緒にいらっしゃいます高齢者同士の生活、地域の方との交流、小・中学生やボランティアの人たちとの触れ合いはそこにいるお年寄りの方は本当に生き生きさせるんだそうで、中にはやはり朝夕にしっかり栄養価値のある食事をとれるということで、太ってきた人もいるということで、もっと健康になったということです。

うちの町でも、もしニーズがあればそういった形の事業展開も必要なんだなというのを感じてきました。やはり人と人との心の交流が本当に大事であるということを感じまして、これからの福祉も、便利な生活だけじゃなくて、そういった交流の場を、そういう機会を今以上にふやしていってほしいと考えております。

そこで、来年、平成26年度が第5期の最終年度となるわけですので、この実施計画につきまして要支援、要介護認定者、認知症またはひとり暮らし、老々世帯などの具体的な取り組み等を、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 方向性について先にお話させていただきます。

組んだところであります。今ご指摘のありました、あるいは説明いたしました問題点については、当初から想定をされる中で何とかやる手段がないかということで実証実験をやってきたわけでございます。 2 年間の実証実験ということで終了いたしますので、その後の展開をどうするのか、これについては現況の評価の中で考えていきたいと思っております。そしてまた、触れ合いという点が大変大切だというご指摘につきまして、身近な場所での交流が期待できる生きがいサロンの運営、これについてはこの間積極的に進めてきたところでございます。現在、町内のいろいろな方のご支援をいただきながら 2 9 カ所で生きがいサロンを展開しているところでございます。これらについて医療療法士、歯科医師、

今お話がありましたように、買い物支援につきましては2年間の実証実験として取り

また、高齢者の生きがい支援、介護予防、閉じこもりの予防等に役立てていくということ、また一方で世代間交流の場としての活用もできないかといったような検討を加えていきたいというふうに思っております。

栄養士、保健師などを派遣した健康教室を開くなど開催を支援していく、あるいは介護予 防サポーターを養成して増員を図っていくといったようなことで力を入れていきたいとい

具体的な計画の策定状況につきましては、担当課長のほうから答えさせます。

議 長(森下 直君) 町民福祉課長。

うふうに思っております。

(町民福祉課長 青柳健市君登壇)

町民福祉課長(青柳健市君) 第6期高齢者福祉計画の関係でございますけれども、今現在の5期が3カ年のまだ2年目の中ほどということで、検証等を行っていない状況でございますけれども、年々ひとり暮らし高齢者、老々世帯等については増加している傾向でありますし、介護認定率につきましても年々増加している状況です。これら高齢者世帯または介護認定率等を勘案しまして、高齢者福祉計画の中では、町で事業計画するものにつきましては地域密着型施設等の計画で、その他の養護老人ホームとかデイサービスについては県の事業になるわけでございますけれども、町が担うべき高齢者福祉については状況を勘案して計画をしていきたいということと、今現在介護保険制度の改正、見直し等が行われている状況でございます。それらの内容がまだはっきりしておりません。

現在では要支援1、2が介護保険制度から外されるというような状況が見られるわけでございます。これらの要支援1、2の方々の支援について、この保健福祉計画のほうに盛り込んで町の事業として取り組まなければならないというような今現在の予想状況でございますので、それらも含めて第6期の高齢者福祉計画の策定を平成26年度で1年間かけて実施をしていきたいというふうに予定をしているところでございます。

以上です。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 今の課長の答弁の中で、要介護認定というようなお話がありました。平成 21年度の10月に策定されましたみなかみ町災害時要援護者避難支援計画というのに基 づいた実行をしているのかなというようなところがちょっと疑問になるんですけれども、 要援護者、介護者の名簿が今どうなっているのか。そしてそれが各地区ごとのそういった 防災マップに落としてあってもし災害等起こった場合に、すぐそういった方の安否、確認 ができるような体制は整っているのかということについて質問いたします。

議 長(森下 直君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 青柳健市君登壇)

町民福祉課長(青柳健市君) お答えします。

マップの関係の危惧等については導入をしております。

要援護者の名簿の関係でございますけれども、該当者の承諾を得て、その情報を各方面に情報提供できるような形で名簿をつくらなければならないわけでございますけれども、今現在こちらで把握している方々はわかりますけれども、当事者の承諾を得ていない状況でございますので、今現在それらを取りべく、また見守り支援の事業等も全町に広げて取り組んでいるところで、該当者に訪問して、どういう形で支援していくかということを今進めているところでございます。

それにあわせまして26年度に防災計画の中で援護者名簿の作成を義務的努力でということになっておりますので、それらの名簿の整備を改めて平成26年度の事業として取り組んでいきたいというふうに予定をしているところでございます。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 名簿策定から、それをマップに落としてというようなことを今も続けていてこれからもそれを続けていくというようなお話でしたけれども、ここで町長に質問なんですけれども、防災訓練、総務課の中に消防防災グループがあります。今の青柳課長のところの町民福祉課にもそういった形の関連のグループが3つ4つとあるんですけれども、こういったところの連携というか情報の共有、そういったものがなかなかうまく進んでいないんじゃないかと私はちょっと危惧しているところなんですけれども、私はいろいろなところで一般質問でも結構言っているんですけれども、この町の総合防災訓練の必要性を訴えているところなんですけれども、こういったことをすることによって早くそういった名簿、またマップへの落とし込みとか、そういうところにまた拍車がかかるんじゃないかなと思っております。

町長にお伺いするんですけれども、要援護者の避難訓練を含んだ総合防災訓練の実施 についての所見を伺います。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 総合防災訓練については、町全体をというものにつきましては、行政区と 連携しながら、毎年1つの行政区程度やってきたというのが実態であります。 今議員からご指摘のありました要援護者についてということになってきますと、先般約60の避難所ごとにそれぞれの地区ごとの避難計画、あるいはその問題点、これらについて検証したところです。その中で、その単位ごとに要援護者がどこにいらっしゃって、それを誰が支援するのかということについて対応をつけていかなきゃいけないということだろうと思います。これについては先ほど課長から説明しましたように、あるいは実態的にその情報をどこまで公開していってやっていくのかということについては、まだ十分な合意ができている段階とは言えません。これについては合意をとりながら、それぞれの地区ごとに詳細な計画をつくり、そのことが機能するのかどうなのかということについては、その避難所ごとというか、狭い単位での検証が必要なのかなというふうに思います。

総合訓練の必要性も確かですし、町全体でそれぞれの計画を積み上げたものについて問題点、あるいは今後整理していく点について明らかにして整備していくということの必要性もあると思っております。

ただいまご指摘いただいた点については、それぞれの行政区毎といいますか、地区ごとに対応をつけていただくということをどっかでやらなきゃいけないのかなというふうに思っております。改めてその辺は、今の課長答弁に続きまして、そういう必要性についても今後やっていくということでご理解願いたいと思います。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 今、総合訓練ということで、各地区ごとで確かに新治の湯宿地区ですとか、 町組とか、そういったところでやっておりますが、町全体として一堂に会して婦人会です とか商工会ですとか、JAの青年部ですとか、いろいろなまた団体を巻き込んでのそうい った町が一つになってするような総合防災訓練、こういった必要もあるんではないかなと 私は考えております。

> ちょっと時間があれだったんで最後の質問にしますが、地域包括ケアシステムについ ての質問です。

> 町民福祉課の中に包括支援センターが設置されていますけれども、これがどのような連携体制がなされているのか、町のそういった福祉団体、NPO団体ですとか、そういったところとまた先ほどの町長の答弁と同じなんですけれども、難しい個人情報の問題なんでありますけれども、そういった情報の共有化が図られているのか。この総括支援のシステムづくりについては、まず最初にニーズ調査をしなさいということが義務づけられていて、それによる分析をした中で事業計画を上げて、それに伴った事業を展開していきなさいというような文面だと私は理解しているんですけれども、そのニーズ調査というのは行っているのか。また、もししているのであったら地区ごとにいろいろな差異があると思いますけれども、例えば藤原地区はこういったニーズがあるんだとか、もしそういうのがあれば教えてほしいということです。

このケアシステムにつきましては、団塊世代の方が75歳になる2025年をめどに 実施していきなさいといったところで、各地区で緩やかにこのシステムづくりの実践がな されているところでありますけれども、この町はどういうふうに考えているのか、そのニ ーズ調査が行われているのかというところを質問させてください。

議 長(森下 直君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 青柳健市君登壇)

町民福祉課長(青柳健市君) お答えします。

ニーズ調査の関係でございますけれども、毎年民生委員さんに訪問等をしていただいて、61調査というものを実施しております。そのときにどういう支援が必要だとか、そのようなご意見等をいただいて、それをまとめております。結果について、手元にありませんのでちょっと報告ができませんけれども、毎年61調査ということで調査はさせていただいています。

また、包括支援センターの役割でございますけれども、地域ケア会議というものを設置させていただいて、各施設のケアマネジャー等、また施設利用者等にお集まりをいただきまして、介護技術の資質の向上等を行っております。

またあわせまして、みなかみ町の高齢者ネットワーク連絡協議会というものも立ち上げておりまして、それらの関係につきまして包括支援センターの職員が中心となって事業を進めております。

そのほかに、介護保険制度の認定を受けますと、各事業所のほうにケアプラン等が移るわけでございますけれども、介護保険に認定されない前の方々、特に介護予防が必要であるというような方の調査をして、介護にならないような取り組みを行っていくのが地域包括支援センターの最大の業務でございまして、介護予防を介護支援1、2の方々を集めて、健康づくり等に取り組んで、要介護状態が重度化しないように事業を進めているところでございます。

以上です。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 今、地域包括ケアシステムの構築に関する現状の説明がございました。これは全国的に少子高齢化でこれからお年寄りがふえていく、支える人が少なくなっているという国の財政の問題もあって、今までそういった介護ですとか病気なんかは大きな施設、病院なんかでというところから、今度は地域で面倒を見て元気な高齢者をというようなところの話です。ですから、先ほどのように2025年度を目指すというような話で進んでおりますけれども、このみなかみ町は合併当初から超高齢社会の町です。そんな悠長なことを言っていられないのかなと思っていますので、このシステム構築につきましては、国・県のそういった担当部署と連携を密にしていただいて、積極的な取り組み、例えば群馬県山間地包括ケアシステムモデル地域みたいな形で、先に手を挙げて先駆者的な取り組みをして、そういった県の支援、指導のもとにうまく早くこういったシステムの構築を早期に完成していただきたい、これが私の要望なんです。

最後になりますけれども、先ほどの最初の質問の観光振興ですとか福祉充実によりまして、岸町長が紫水会報で約束いたしました子供が幸せに育つまち、大人が自信を持って働き、お年寄りが安心して住み続けられるまちみなかみ、これの早期実現を希望いたしま

て、私の質問の結びとさせていただきます。

議 長(森下 直君) これにて6番林一彦君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。5分間の休憩をいたします。

(13時49分 休憩)

(13時55分 再開)

議 長(森下 直君) 再開いたします。

通告順序3 10番 原 澤 良 輝

- 1. 商店街リフォーム事業の創設について
- 2. 宝台樹スキー場・キャンプ場の事業仕分けについて
- 3. ふるさと納税の活用について

議 長(森下 直君) 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番原澤良輝です。通告に従い質問を行いたいと思います。

3点ですけれども、順次質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

住宅リフォーム制度、子育て世帯の新築住宅に100万円の補助金を出すという制度 が新設をされて、非常に町民とか若者に喜ばれているということで、評価していきたいと いうふうに思っております。

町内の商店でもいろいろお店を直したりですとか増築したりとか、そういう方が増えてきています。話をいろいろ聞きますと、やはり今回提案をさせていただきたい商店版という、商店街のリフォーム事業の創設に向けてのそういうようなシステムがあればいいなという声を聞きます。町内の商店が店舗を改修したり、備えつけの大きな備品を購入する場合に一定の額を助成するということについて、町長の考えを伺いたいと思います。

議 長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) ただいまご指摘のありました住宅の新築・改築補助制度、これについては 3年目を迎えているわけですけれども、今まで420件の申請がありまして、補助総額が 4,400万円、工事費に直しますと8億6,500万円ということで、町内の建設業を中 心にした経済効果を含めて歓迎されているというのはご指摘のとおりでございまして、そ して町内の個々の商業者が行う店舗の改修であるとか設備の導入に対する助成の考え方は どうかということです。

> 現在どういう形になっているかということを先に申し述べさせていただきますと改築 等の資金手当てといたしまして、経営サポート資金、中小企業パワーアップ資金等の融資 制度、これは県が用意しておりまして、それぞれ中小企業、団体等を対象として、低利で 限度額1億2,000万円、またパワーアップ資金については2億円ということで、設備

の改修に限らず運転資金にも適用されているということでございます。

考え方に入る前に、今ご指摘をいただきました商店等の改修に対する補助金、これについては高崎市さんが始めた床面積 1 , 0 0 0 平米未満の店舗を対象に店舗の改装、備品の購入に 2 0 万円以上の工事に対しまして 2 分の 1 の補助、備品購入については 1 0 万円以上の購入、 1 品たしか 1 万円以上だったと思います。それに 2 分の 1 の補助を出しているということで、店舗当たり 1 0 0 万円を上限として 1 回限りということで、非常に多くの利用があったということが言われております。

また、前橋市はまた違う形で、新規出店する企業を対象に店舗の改装工事費に補助金を出すということで、1店舗当たり2分の1の補助率で150平米以上の店舗は上限が300万円、ただし中心市街地の活性化という視点から対象区域は中心市街地に限るといったような制度になっているようでございます。また、特別の融資制度もあると聞いております。

町内における商店の改修等についての補助金につきましては、まちづくりのほうで町の景観を整備するということで、水上温泉街のところで既にやっておりますし、これについては実績として、湯原と鹿野沢地区において家屋等を改修する場合ということで、外観等修景整備に要する費用の一部を助成するということですが、実質上、町、国で持っておりますので、実質補助率が3分の2という格好になっております。これらについて今まで累計で補助額が3,000万円を超えているということですし、これにつきましては住民の合意に基づいて対象地域を指定して、計画に基づいてやっていくということです。現在、同じようなことが湯宿温泉の地域で実施できるかどうか地元との調整を開始したところです。

そういう意味では外壁等の外周の改修になりますけれども、これについては3分の1の負担で整備することができるという制度ができております。ここまでは現況ではどう考えるかというお話です。どう考えるかということにつきましては、いわゆる地域の商店街の振興活性化、あるいは元気を出していただくということについては、これはもう既に議員ご承知のとおり、24年度については商店街活性化支援事業補助金を活用してみなかみサービスセンターが実施するポイントカードシステムの導入事業を助成したところですし、また、ことしに入りましてからは、先月、月夜野地区の町組の商店街が楽市楽座として商店街活性化イベントを開催しましたが、このイベントについても国の経済対策を活用し、商工会とまちづくり交流課が連携して各種の支援をする中で行ってきたものです。

また、猿ヶ京温泉は、上杉謙信武者行列という形で地域の元気を出していく行事をやっていただきましたけれども、これらについても支援を行ってきたところでございます。

そしてまた新商品ブランド化事業、あるいは店舗を活用した地場産品のマーケティング事業、これらについても町独自の振興策で支援してきているということでございます。

今ご質問のありました高崎イメージの店舗の改修、そして、それに対する設備等の更新に対して支援するのか、これについては町内の商工業者の状況を一番把握しておりますみなかみ町商工会、ここと再度相談していきたいというふうに思っております。高崎市のやり方というのは一つの見本にはなるのだろうというふうに思っておりますけれども、ま

だそれぞれみなかみ町内の商工業者でそういう制度があればこういうふうに活用していきたい、逆に言うとそこまでの設備投資をやれという元気のある商工業者がどのぐらいで、全体数量がどのぐらいで、それによって見込まれるいわゆる活性化はどの程度のものか、これについては情報を持っているのが商工会だと思っておりますので、改めてその辺から情報収集をし、必要があれば新たな展開、今まで支援策を幾つかやってきたのを述べましたけれども、さらに強化するのかどうか、それを再度考えていきたいと思っております。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) いろいろご説明してもらいました。

商店街というのが形成されている、例えば水上の湯原だとか、湯宿の温泉街みたいなところというのはそういう国等の補助みたいなのも該当する可能性は非常にあるんですけれども、みなかみ町というのは広い地域に商店もそれから民宿とかも展開しているので、そういう市街地みたいな形というのはなかなか一括してできないかなと思います。それでもお土産屋さんだとか民宿だとかは、商店というのはやはりチャンスがあればやりたいという希望が非常に多いんですね。なかなかやっちゃってみたいなところもあるので、この前の住宅リフォームのときも、ちょっとお話ししたときがあるんですけれども、町長の話ですとそれだけ希望するところがあるんでしょうかというふうな意見だったと思います。

ただ、実際ここ何軒か見ていますと、やっぱり改修しているところもあるし、そういう制度があれば利用させてもらいたいところもあるので、先ほど高崎の例も紹介させてもらったんですけれども、隣の地域の商工会も注目をして、ぜひ高崎みたいな制度をやってもらえばありがたいなという声が非常に強くあります。

高崎の場合は当初予算で組んだんですけれども、全然もう足りなくて、4倍ぐらいの申し込みがあったということも聞いていますので、ぜひそういうことで意見を酌み取ってもらってやっていただければいいかなということなんです。やっぱり町が元気になるということで、明るくなればそこに住んでいる買い物に行く町民も元気になります。2期目のスタートという事業として、ぜひお願いをしたいと思います。

それに関連するんですけれども、過疎法で対象事業をやろうとすると、なかなか製造業だけに限定されるところがあるものですから、それ以外の業種でもそれに見合ったような体制を考えてもらって、補助対象制度をつくるということについて町独自でそれに見合ったものをつくり、支援してほしいということですけれども、その辺についてお伺いします。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 先ほどの話をまず最初にまとめさせていただきますと、おっしゃるとおり 住宅補助のときもどんなニーズがあるんだろうと私が言っていながら、あれについても 2 回続けて補正をやっていただいて、まさにさっき報告したような実績が上がったというこ とです。商店街の活性化は何点か申し上げましたけれども、つい先般の臨時議会でみなか み町の商業振興策ということでプレミアム商品券についての助成、これを議会でご議決を いただいて今動き出したところです。これらについてもある意味地域商店街の活性化に対 して相当程度の支援になっていると思いますので、これをやったばっかりであるということもあって、情報収集、あるいは対応等についてちょっと考えさせてもらいたいと申し上げたところでございます。

次に、過疎法の中で地方税の課税免除ということについてもう何度もご説明しておりますけれども、製造業、それから情報通信技術利用事業、そして旅館業ということですから我が町では使いやすいんですけれども、取得額の合計が2,700万円を超えるものの新設、増設等については、いわゆる事業税、不動産取得税、固定資産税、国税の特別償却といったようなインセンティブが受けられるということになっておりまして、これについては相当あちこちに声をかけて利用してもらおうとやっているところでございまして、この規模のものについてどのように展開していくかということがあろうかと思いますけれども、これについては既にご存じのとおり、過疎自立地域に指定されておりますみなかみ町の中でそういうことがあれば、国のほうから減収補填、いわゆる地方交付税の算定に当たって減収分を基準財政収入額から控除するといったようなことで、国のほうに75%だと思いますけれども交付税算入してもらっているということがありますので、それとは違った形での純粋な町独自での施策ということになりますと、その辺の負担が相当大きくなってくるというのが実態ではあります。

そういう点がありますので、今あった過疎対策、過疎法に基づく支援と同等のものを 独自に創設をするということについては負担が相当大きいかというふうに思います。

この辺について、今述べた業種以外にどういうところがあって、どのぐらいの規模の ものであれば可能なのか、そのことの意義、あるいは投資による波及効果はどのぐらいな のか、また詳細を見極めなければならないと思います。

一言で申し上げますと、過疎法で指定された事業効率、手法等については減収補塡が ありますけれどもそれ以外のものは減収補塡がなくなりますので、慎重に考えざるを得な いというのが実態かなと思っております。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 国の法律どおりにやれば減収の場合は補塡する。助成しても収入が国からきますから安心できると思いますが、産業を育成するという意味を考えれば、その減収補塡がなくてもやっていける機会があるかと、やってみる価値があると思って提案をしているところです。

商店のリフォームというのは、これを質問するに当たっていろいろ説明をしたところ、 議員のほうから原澤議員の突っ込みが弱いから、もっと突っ込んでちゃんと町長に約束さ せるような後ろから発破をかけられた面もありますので、ぜひ実施するようやっていただ ければありがたいと思っています。

また、同じような形で商店街じゃないんですけれども、地場産業を発展するために太陽光発電なんかも、今までの大規模じゃなくて、地域の人が独自にやるという動きが出てきているものですから、そういったものに対してもある程度の産業を発展させるという意味で、同じような新設という考えで助成をしていただければありがたいなと思います。そ

こら辺について。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 太陽光発電の支援については、国等の制度を活用しながら家屋の上にのせる太陽光については整備してきているところですけれども、いわゆる太陽光発電については買い取り価格が今42円から下がってきておりますけれども、ある一定の水準で国としても構造的に進めていこうということでの料金設定になっております。したがいまして、この間も企業ベースで設置するものについては、もちろん各種調整等協力はするけれども、直接の支援というものはやりませんとずっとお答えしてきたところです。

今、原澤議員のご指摘は、地場に定着した形で発電しつつ、また売電も考えるということですから、今まで意識してきた自分の家だけで使うというのとも違いますし、事業ベースでいくというのも違うという新しい事例だと思います。どういう形での支援が必要なのか、支援の必要性があるのか、あるいはどういうところに問題点があるのか、これもまたこれから勉強する問題だというふうに思っております。拒否するものではありませんし、今すぐここまでの支援をやると決めるにはちょっと情報が不足しているというのが現況でございます。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 昭和村では大企業は70ヘクタールまでという発電を屈け出て許可を受けているというケースもあります。本社は東京なので実際はもうつくってしまえばほとんど地元雇用など何もないという形で、その大企業だけがもうかるのが、我々にもはね返るんだから大企業を応援するかみたいな話になると困るという面もあるんです。地元の人たちがこういう太陽光発電をつくるというと、地元に利益も雇用も還元されるということなので、その辺のところも考えながら新しく進めていただければと思います。

次に、2番目のスキー場の件についてでありますけれども、25年度の県の事業の見直しは13事業あったんですけれども、その中で宝台樹スキー場とキャンプ場については、抜本的見直し、廃止を含むという判定になって、判定の付帯意見でスキー場やキャンプ場を県が指定管理している施設は、所有関係や契約関係の見直しを計画するということですから、中長期視点から株式会社の自立運営に向けた検討を開始してやるというふうな形での方針が出ました。去年の県議会なり、それからことしの議会でも、その辺に関することの問題があったと思いますけれども、この問題は地元の雇用を守ろうという点から考えて、みなかみが一番関係があるかなと考えますがその辺の対応についてどう考えますか。

議 長(森下 直君) 町長、答弁。

町 長(岸 良昌君) 群馬県の事務事業見直し委員会、これは茂木一之委員長、高崎経済大学の名誉教授ほか12名の外部委員で構成されて9月16日に開催され、13事業について判定を行ったというふうに聞いております。判定について、これを全部読み上げると時間をとりますので省略しますけれども、3つの区分のうち抜本的見直し(廃止を含む)というふうな判定をもらったのが、今ご指摘のありました宝台樹キャンプ場スキー場、武尊牧場スキー場管理事業、これと社会教育主事特別派遣事業の2つだったということで、ほかの

事業については要改善が5事業、継続・拡充が6事業というふうになっていると聞いております。

これらの判定意見については、今議員のおっしゃったとおりでございますけれども、中長期的な視点から株式会社の自立運営に向けた検討を進めるとともに、施設という形態の管理の方法について見直しが必要だと、こういう結論づけがなされている。また具体的意見としては、武尊山観光株式会社の自立のためのロードマップを関係者と協議の上、できるだけ早期に策定すべきである、あるいは、当初開発の経緯はあるものの、1社が独占的に使用している状況を鑑みるに、県が施設の運営管理に関与する必然性及び経済合理性は乏しい。地元の雇用等の社会的意義があることは十分理解できるが、所有関係や契約関係を勘案した上で、端的に補助金や優遇金利での貸付等の制度で拠出したほうがわかりやすいのではないかといったような意見が出たということに聞いております。聞いておりますというのは、これが新聞に出て早々に、武尊山観光株式会社の社長のほうから直接説明がありました。そしてまた、みなかみ町も武尊山観光株式会社の出資者で株主でございますので、役員会での説明もありましたし、総会での説明もございました。

いずれにいたしましても、町、町長の立場だと思います。武尊山観光の株主の立場ではないと思いますけれども、「何を言っているんだ」と、つまり地域、ここで言って適当かどうかわかりませんけれども、藤原ダムを撤収して引き揚げるんならぜひやめてくださいと。藤原ダムを残す限り県に責任があるんじゃないでしょうかというふうに申し上げました。県の指摘については、県の責任がないというふうに言っていないというご説明がありました。

ここにあるように武尊山観光株式会社として自立できる方法で検討したい。ですから、もっと言っちゃいますと、今、指定管理料で年間1,000万円少々出ている。これについて出さなければ存続ということで整理できるんじゃないでしょうかということを言いたいんじゃないかと私は思えてしようがないので、この間地域がどれだけ協力し、宝台樹スキー場の運営に対して地元もタイアップしてきたということについては縷々ご説明してきたところですけれども、やはり県議会での議論という点がありますので、武尊山観光株式会社だけ、あるいは県の観光課だけということではなかなか厳しいものがあるんだというふうに思っております。

本日の上毛新聞ですけれども、県の木利用事業については議会のほうで、県会議員さんがこの事業仕分けにのせたこと自体がけしからんという非常に厳しいご指摘があったということのようですけれども、まだ宝台樹スキー場の抜本的見直し、これについては県議会のほうで強い異議が出されていないという状況です。

雇用面等について数字で言いますと、130人ほど冬期の雇用がある、そして79人、60%がみなかみ町の人間が雇用されているというようなことがあります。我がみなかみ町、特に藤原地区にとっては非常に大きな問題があろうかと思っております。

県のほうでは改めて関係市町村と検討のための会議を開催するというふうに言ってきておりますので、それらを通じて引き続き強く要望していきたいと思っております。

それについては、いわゆる事業採算ベースまで持っていって、合理的な運営で、指定

管理料を出さなくていいんだと、その前提でそこまで地元に協力しろとなるとなかなか大変だなというふうに思っております。

そして個別の話として聞きましたのは、所有関係が複雑であると、これは何かというと、森林所有者においてそこを借り上げて賃貸借契約に基づいて、そして施設についても県が持っている施設と一部武尊山観光が設置したリフトですけれども施設が混在している、それらについて整理すべきではないかということですけれども、これは開発の経緯であるとか、その開発時点で最も有利のものを選択したといったような経緯があるわけですから、その経緯全てを無視して、今の状況が錯綜しているのはけしからんという言い方もいかがなものかと思っています。ここで私が幾ら力んでもしようがないので、今思っているようなことは県に向かっても武尊山観光の中でもこの間述べてきておりますし、これからもさらにそういう対応をしていきたいと思っているところでございます。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 特に地元の雇用という面からいくと、非常に武尊山観光株式会社の経営も大変だなと思っています。いろいろ私のほうにもスキーをやっている人たちから、武尊スキー場は大変ですとも言われたりするし、それからスキー場に勤めている人からも経営面というか、運営面でもいろいろ指摘をされて聞いています。そんなこともいろいろ問題はあると思いますが、今回の議案では、指定管理に武尊山観光がぴったりでありますので、ぜひ、いろいろ町としてもしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税に移らせていただきたいと思います。

環境力宣言を出して環境力ということでこれからふるさと納税でみなかみ町は対応していくんじゃないかなと思っています。環境ということは非常にいいことなので、関心ができるのかなとも考えたところなんですけれども、実際にはそれほどふるさと納税に関して関心を示してもらえなかったんじゃないかと今思っているところです。ふるさと納税をもっと活発にするには、電話だとか、いろいろな方から話を聞きました。納税者へのお礼の意味で特産物を贈呈しておるということ、それから、その特産物を贈呈するについては、今、JAのほうで青年部が中心になってふるさと便をやっているんですが、そういうようなことを連携しながらしてはどうかというふうな話ですが、このことについてお願いします。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 最初に、原則論を申し述べさせていただきたいと思います。

ふるさと納税制度については、ふるさとに対する納税者の貢献、あるいはかかわりの深い地域への応援が可能になる税制上の方策実現に向け検討するという検討が平成18年に始まって、それが平成20年4月、地方税法の改正により、いわゆるふるさと納税ができ上がったということでございます。

ふるさと納税の意義というのは、やはり地域間の格差を納税者によって調整するとい う面はあるんでしょうけれども、1つは故郷を応援したいという気持ちに応える税制、あ るいは2つ目としては税に対する意識の位置づけを促進して民主主義を活性化するかとか、 あるいは3つ目に、自治体間に政策の競争を導入して、そのことによって納税によって支援してもらうといったようなことがあるというふうに言われております。したがって、共感できる政策に対して寄附するということで納税の場所を変えるという選択を部分的に導入をしようとする制度だというふうに言われています。

しかし、今ご指摘がありましたように、最近ではふるさと納税獲得のために寄附者への返礼を贈る自治体が増加しているということが実態ですし、ふるさと納税についても返礼品の良し悪しで寄附者が判断しているというのが非常に多くなっているということです。

それで、返礼品か何かをされている方については、政策、あるいはふるさとを応援するというよりも、ショッピング感覚で、どの自治体にふるさと納税をしたら自分の納税額が少しでも戻ってくるのかといったような判断がされている。つまり返礼品がよければいいほどふるさと納税がされているというふうな状況というのはいかがなものか。

これは一般論としていかがなものかというよりも、国として、本来的に税がどこかに 納まるべきものがふるさと納税、最初に申し上げたような趣旨によって納税者の任意によ って選択することによって、それが返礼品、返戻金という形で戻ってくるということにつ いてはどうなんだろうという議論はいずれ出てくるんだろうと思います。

とは言いながら、今はまだ制度定着ということで、想定した状況ではないけれども、 まだ問題視されてはおりませんけれども、今後は問題視されてくる可能性もあろうかと思 います。

そういうことで、実際上、ふるさと納税に対して約半数の自治体が特典として何らか の返礼品を贈っているということのようです。

県内を見させていただくと、余りそういう返礼品があるからといって伸びているということとは連係していないようですけれども、何と言いましても、きょうの上毛新聞に出ておりました中之条、これについては、ふるさと納税の半額を金券でバックするということで、非常に多くのふるさと納税が行われたというふうに書いてあります。

このことについて、私の個人的感覚ですけれども、ふるさと納税が1,000万円集まったということよりも、何らかの格好で町に来れば使えるよというものを配ったということは、来ていただく、来てもらって地域産業が栄えるという意味では非常に重要な切り口なのかなと。逆に言いますと、中之条はそうはおっしゃっていませんし、町長とも話していませんけれども、ある一定の予算を組んで、そのことをだれかに配る、そのかわり来なければ使えないよ。来て配った価値よりも10倍使ってもらえればこれは御の字だという施策というのはあるのかなというふうに思います。

その配り先は、無制限に配ってもしようがないのでふるさと納税をした人に配るという、さっき青臭い議論をやってここのところは実効性がありそうだと2つ申し述べました。何かというと、例えば農産物を送るからふるさと納税してねというよりも、やはりふるさと納税していただければ利根川源流のまちとしてのみなかみ町の責務を果たすのに使わせていただきます、環境、そして山岳、森林を守るということについて、ぜひふるさと納税をやってくださいという表の政策で勝負するのが正しいのかなというふうに思っています。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 非常に真面目な発言をしていただいてありがとうございました。

ふるさと納税についてはいろいろな考えで進められてきたなということであります。 実際はそれほど私も興味はなかったんです。ただ、なぜ興味を持ったのかというと、やは り先ほど言った中之条もそうですし、それから上野村もそうですが群馬県でも12の町村 が何らかのそういう特典を設けています。全国的に見るともっといろいろの特典を設けて いるところがあって、それもユニークだなと思います。例えば長野県の阿南町は、農業生 産に特化して、農業を応援してくれるためにふるさと納税をします、そのためには梅を1 0キロ、20キロ返しますよとしているし、そのほかのところもそういう形でしていま す。

そういうのをこういう方法もあるんだなという形で見てきたんですけれども、一番勉強ができたなという形で、例えば隣の中之条の例というのは、半額を感謝券とするわけですね。その感謝券が旅館で使えますよという形になっているので、それを持って中之条に行くと、みなかみに来るお客が来なくなるという、そういう面からの心配がちょっと出てきたので、やはりこれはもう少し町長のふるさと納税に対する本当に真面目な考え方はいいんですけれども、もう少し世間ずれしてもいいんじゃないかと思ったんです。

例えばお客を呼ぶことに使えるとか、旅館で使えるようなそういうものにすればみなかみの旅館に来ますし、それから直売所で使えるような形にすれば直売所に来ますし、実際に物を希望する人にはそういうものをやってもいいかなと思ったので、そういうふるさと納税の最初の意義はいいんです。だから、私も最初に言ったのは、環境力宣言という中に括弧してふるさと納税という町はPRの仕方をして、それは非常に倫理感が高いというか、それはいいと思うんですけれども、ただ、せっかくあるふるさと納税制度で全国で多かったのが何十倍になったり何百倍になったり、岐阜の各務原なんかもなってるし、中之条なんかも増えているんじゃないかなと実際、金額を見たら1,000万円になっていたから、とても増えているんじゃないかなと思います。

そういうふうな形でふるさと納税という制度は制度としてありながら、町もそれを利用するというとおかしいですけれども、その範囲内で町民のためになるような運営ができないのかなと考えるので、最初私のほうに電話をよこした人は、お盆の時期になると東京の大きな市場はみんな休みになるので、こっちから農産物を出しても価格がどんどん下がるよ。その下がったときのその品物をふるさと納税した人に贈呈すればいいのではないですかと言われたので、それもそういう手があるのかなと思っていろいろ研究したのですけれども、最終的にはもっと違う方法でいろいろされているので、そっちのほうも心配というか、ふるさと納税制度を利用したほうがいいかなと思いますが、その辺について。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 原則論はふるさと納税とは何ぞやということをお答えしただけで、やっぱ り町民のために何が大事かということであれば、さっき言ったようにそのうち国のほうか らやめろと言ってくるかもしれないけれども、言われる前にはやっちゃったほうが得だろ うと、それはおっしゃるとおりだと思っています。

農産物をある時期に送るということについては、なかなか手間がかかって、それについてどれだけ喜んでもらえるのかというあたりはなかなか難しい点もあるな、否定しているわけじゃありませんが、もあるなというふうに思っておりました。逆に言うと、はっきり割り切って、観光地というのは常に競争されていますので、中之条の分だけでどれだけみなかみの観光客が減ったかということにはならないと思いますけれども、一つの手段として、来なければメリットが生じないような格好で何らかのメリットをふるさと納税者に提供していくという制度というのは検討としてあり得るんだろうなと思っております。これについてはそういう形でやっているところも多々あるということですので、必ずしも非難されるということでもないし、他にいっぱいあるよりも、中之条さんじゃないですけれども、来てもらえればそのことで来た人にメリットが生じますよというような手段というのはあるかなと思っております。

いずれにしても中之条の事例が表に出て気がついたのもつい先日ですし、また、ふるさと納税がさまざまな形で利用されているということについて、原則論だけじゃないということも改めて承知したところです。これについてもちょっと役に立つんだからいいじゃないかという話なので、また、議会の皆さんの同意をいただけないと執行部だけで勝手に走れる話ではないなというふうに思っています。またこれも議論の場を持ちたいと思っております。

議 長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 議会でもそういう形で進めていきたいと思いますので、町のほうも考えてもらいたいと思います。納税というと結構、手続が難しいというふうに考える方がいます。今、若い人だとかはインターネットで見ますから、ホームページに載せて、ホームページ上で手続が簡単にできると非常にとりつきやすい、押すともうすぐ納税の画面にいくという、そういうところもあるので、そういう、使い方の方法も一緒に解決していけば増えるのではないか、うまくやれば100倍とか200倍なことで、全国から集まってくる可能性がある今の状況です。真面目に税金の論議をするのもいいんですけれども、ぜひそういうことで町民のためになるような方法をお願いしたいと思います。回答のほうは結構です。スムーズな回答をして頂きました。

商店版のリフォームのほうもぜひ検討をお願いしたいと思います。 終わります。

議 長(森下 直君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

散 会

議 長(森下 直君) 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。明 日は午前9時より一般質問を行います。 本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(14時37分 散会)